

# **ぱりっ子すくすく計画（第3次）**

**～ 子どもの健全育成に関する基本計画 ～**

**平成27年3月**

**名 張 市**

## 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の見直し	1
3. 見直しの内容	1
4. 計画の性格	2
5. 計画の構成	3
6. 計画期間	3
7. 計画の位置付け	3
8. 推進体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 基本的視点	5
3. 取組方針	6
第3章 行動計画・行動指針	8
I 生きる	8
II 育まれる	12
III 守られる	24
IV 参加する	30
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る取組	35
1. 取組の趣旨	35
2. 教育・保育提供区域の設定	35
3. 教育・保育の需要量及び確保の方策	35

4. 地域子ども・子育て支援事業の需要量 及び確保の方策 .....	37
5. 教育・保育の一体的提供の推進 .....	43
参考資料 .....	44

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の趣旨

近年、少子化の進行や増加するいじめ、児童虐待等、子どもを取り巻く環境が変化する中で、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えることにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが行政の重要課題となっています。

このような状況の中、名張市では次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身ともに健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」(以下「条例」といいます。)を制定しました。

この条例の考えのもと、具体的にどのように行動していくべきかを平成21年3月に「ばりっ子すくすく計画」(以下「基本計画」といいます。)にまとめ、基本計画に位置付けた各種施策を推進してきました。

## 2. 計画の見直し

条例では、基本計画を策定後3年ごとに必要があれば見直しすることと規定しています。

このことから、条例に基づき、子どもの権利を保障するために設置された「名張市子ども権利委員会」(以下「委員会」という。)において、平成25年9月から平成26年10月の間、計7回、見直しのための協議を行ってまいりました。

また、基本計画の見直しにあたり、その検討資料とするために、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

調査は平成26年6月に実施し、調査対象は、市内小学校の2年生と5年生、市内中学校の2年生、調査対象児童生徒の保護者、市内小中学校教職員、幼稚園職員、保育所(園)職員、市役所職員で、合計4,795件の回答がありました。

## 3. 見直しの内容

委員会での協議において、現在の基本計画は、3年前に見直しを行い第2次計画が策定されましたが、子どもを健全に育むための6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)がそれぞれの役割の中で、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を保障し、子どもを健全に育成するために取り組むべき事柄をまとめたものであり、基本計画が策定されて6年を経過する現時点でも、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であるとして、基本計画の基本となる柱の改訂は行わないこととしました。

ただし、第2次計画策定以降の社会情勢の変化や、それに伴う名張市の施策展開などにより、特に注視すべき項目として次の3項目を主に市や学校等が実施する行動計画に反映するよう見直し、「ばりっ子すくすく計画(第3次)」を策定しました。なお、第2次計画見直し項目である、「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」「発達障がい者支援に対する取組」「児童虐待防止に対する取組」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「名張市子ども教育ビジョンの推進」についても、引続き取組を進めます。

※ 基本計画において「子ども」とは、名張市で学び、暮らし、働く18歳以下の子どもをいいます。

### (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるものであります。学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対応することが大切です。

名張市では、いじめの根絶のための取組をさらに推進していくために、「名張市いじめ防止基本方針」を策定したことから、この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

## (2) 食育の推進

近年、ライフスタイルや価値観が著しく変化する中、健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進していくことが極めて重要な課題であり、特に子どもへの食育は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となっています。

名張市では、平成 25 年9月に「名張市ばりばり食育条例」が制定されたことに伴い、「名張市ばりばり食育推進計画」を策定することとしていることから、この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

## (3) 「名張版ネウボラ」の推進

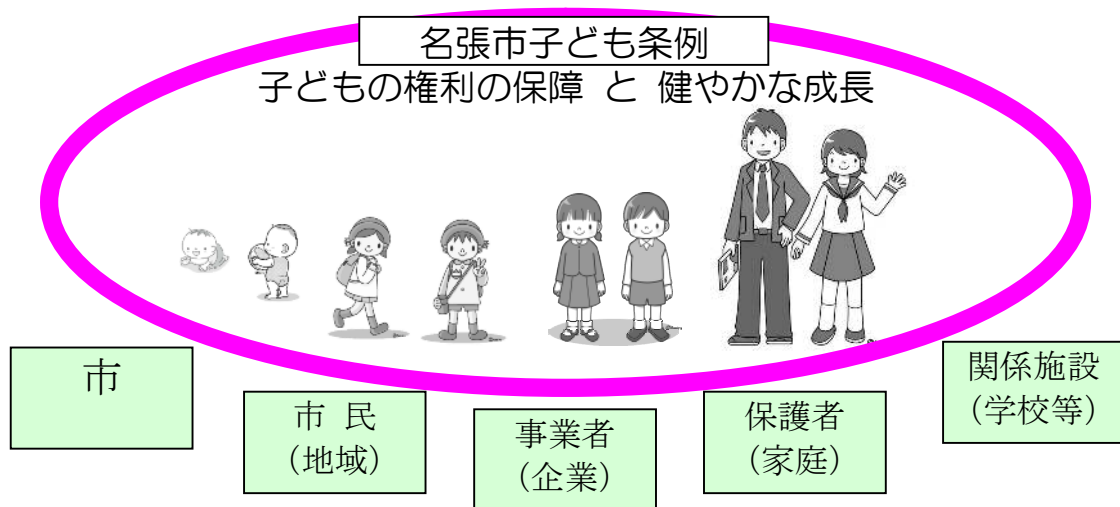
母子保健と子育て支援の取組など保健・医療・福祉・地域づくり組織等の多様な主体との連携を強化し、「名張版ネウボラ」として、特に産前産後の不安解消のために心身のケアができる体制を整備し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

※「名張版ネウボラ」:これまで名張市が実施してきた各種健診や新生児訪問、こども支援センターかがやきや公民館等で開く子育て広場、保育所等における保育サービス、発達支援等の事業を結びつけるとともに、各地域の「まちの保健室」等にチャイルドパートナーを配置して妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談・支援を行おうというものです。

## 4. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)について、その役割を定めています。

(以下、市民を地域、事業者を企業、保護者を家庭、関係施設を学校等といたします。)



この基本計画は、条例に基づき、それぞれが取り組むべき事柄をまとめました。目新しさはなくとも、実行するには相当な努力が必要です。

市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、名張市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸せに、健やかに育むことを目指します。

## 5. 計画の構成

この基本計画では、条例における子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について位置付けました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動計画」という形で表し、全体として「ばりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、例えば家庭の場合、取り組むべき内容は、それぞれの考え方や状況に相違があり、一斉に取り組むべき計画として定めることは適当ではありません。いくつかの選択肢から、それぞれの家庭で選んだ項目について、自主的に取り組んでいくことが実態に即していると考えます。このことは、地域、企業も同じです。

そのような理由から、地域、企業、家庭、子どもについては、選択して取り組んでいく事項を「行動指針」として表します。一方、市と学校等の行動部分については、自らの取組事項であることから「行動計画」と表します。

## 6. 計画期間

- ・計画期間は平成27年4月から平成30年3月までとします。
- ・基本計画は、策定後3年ごとに検証を行い、その結果に基づいて計画の見直しを行います。
- ・基本計画の進捗状況を毎年、議会へ報告するとともに、市民に公表します。

## 7. 計画の位置付け

基本計画は、条例第20条に基づき、子どもの権利を尊重し子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し、子どもを育てるための行動の指針を名張市総合計画に沿い、名張市子ども教育ビジョンをはじめとした名張市の教育、人権・男女共同参画及び健康福祉に係る各種計画とも連携、整合を図って定めたものです。

また、平成26年度が終期となる次世代育成支援行動計画がこれまで取組を進めてきた施策の内容を当該基本計画に継承するとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の内容も網羅することで、名張市の子ども・子育て支援に係る総合的な施策の推進の指針とし、名張市の子ども施策の基本理念である「産み育てるにやさしいまち」なばり」の実現を目指し取り組んでいきます。

## 8. 推進体制

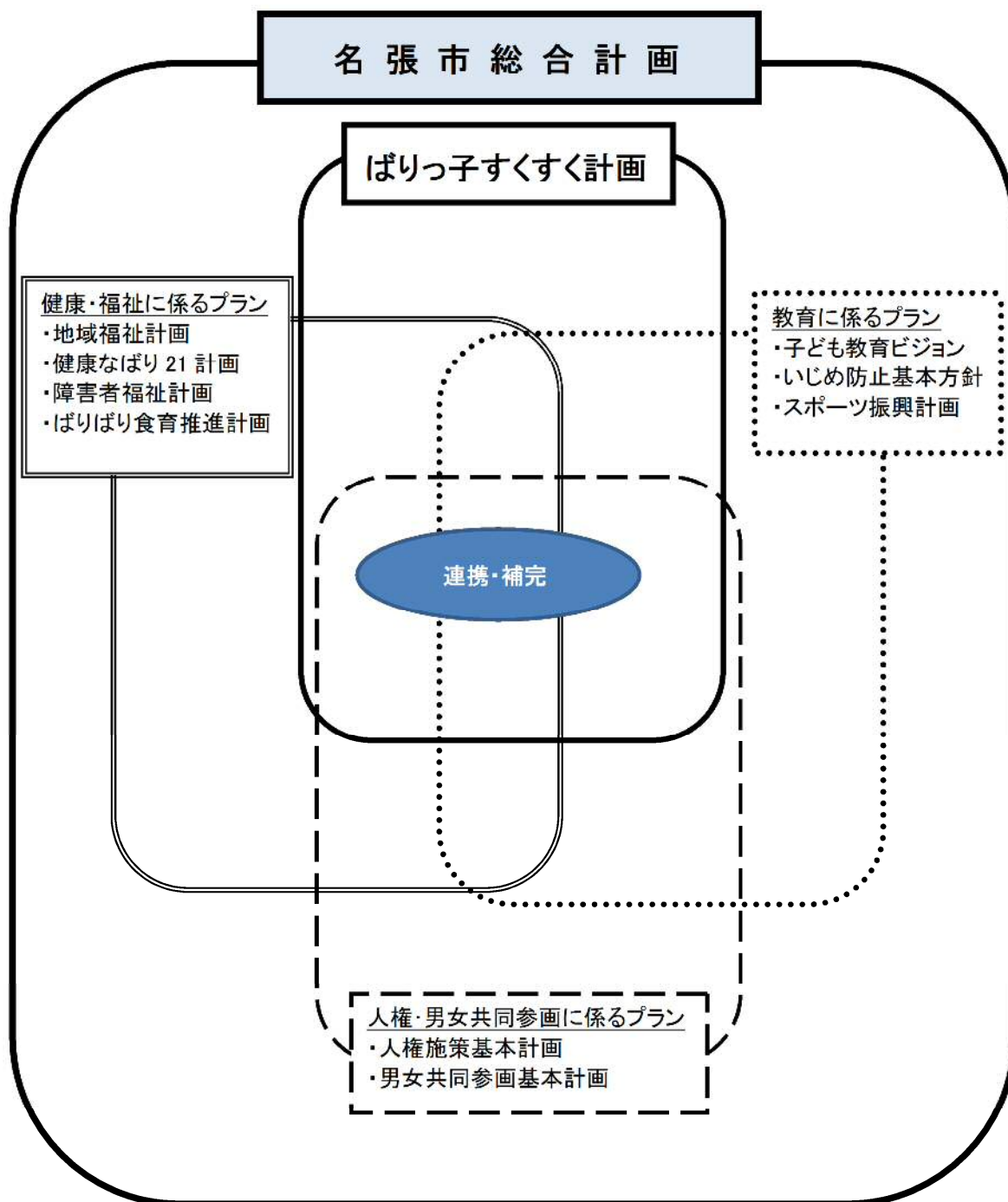
### (1) 庁内における推進体制

基本計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、各関係室において実施するものとなりますが、全庁的及び総合的かつ効果的に推進していくものについては、「主管室長会議」及び「子ども健全育成推進本部」において調整・協議するものとなります。

## (2) 市民参加組織の設置

条例の規定に基づき、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するために、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者等や市民が参加する「名張市子ども権利委員会」を設置するものとします。

### 計画の位置付け（相関図）



## 第2章 計画の基本的な考え方

基本計画は、条例に定める「子どもの権利保障と救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取組をまとめました。

### 1. 基本理念

1. 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。
2. みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

### 2. 基本的視点

条例での子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を行動計画、行動指針として表しています。

区分	行動計画 (市・学校等の取組)	行動指針 (地域・企業・家庭での取組)
<b>生きる権利</b> 子どもが安心して健やかに生きるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。</li> <li>・子どもの健康を守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全、安心を守ろう。</li> <li>・子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう。</li> </ul>
<b>育まれる権利</b> 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします。</li> <li>・地域や企業での子育てを応援します。</li> <li>・社会のルールを守り、自立する心を育みます。</li> <li>・地域に開かれた学校づくりを進めます。</li> <li>・学校教育を充実させ、生きる力、豊かな心を育みます。</li> <li>・職員の専門性の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを地域で見守ろう。</li> <li>・社会のルールをみんなで守ろう</li> <li>・地域で人づくりを進めよう。</li> <li>・子育てに企業も一緒に関わろう。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう。</li> <li>・家庭内のコミュニケーションを大切にしよう。</li> <li>・家庭のルール、社会のルールを身につけよう。</li> <li>・基本的な生活習慣を身につけさせよう。</li> </ul>
<b>守られる権利</b> 子どもが守られるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや虐待はしません、許しません。</li> <li>・地域とともに子どもを守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう。</li> <li>・子どもの見守りに企業も参加しよう。</li> <li>・家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう。</li> </ul>
<b>参加する権利</b> 子どもが自ら参加するまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが積極的に参画できる機会と場を広げます。</li> <li>・居場所を確保し、体験活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出会いの場をたくさんつくろう。</li> <li>・多くの出会いの場で、子どもを育もう。</li> </ul>

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうという考え方のことをいいます。



## ○ 子どもの行動指針

区分	行動指針（子どもの取組）
<b>生きる権利</b>	・自分を大切にしよう。そして、家族や周りの人も大切にしよう。
<b>参加する権利</b>	・いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう。そのことによって、周りの人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないように気をつけよう。

### 3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

#### （１）市 子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します

市は、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係部署が整合性をもって取組を進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策を推進します。

#### （２）学校等 豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます

学校等（学校、幼稚園、保育所（園）等児童福祉施設など）は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を利用し、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、福祉の充実に努めます。

また、施設の開放や行事などを通して地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たしていきます。

#### （３）地域 住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が日々充実した生活をいとなんでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深め、地域やボランティア団体等が相互の連携を保つことで、家庭や行政では充分果たせない領域を補うことができます。

今後は、子育てのための相互支援活動に、ますます積極的に取り組みましょう。

#### （４）企業 子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう

企業は、共働き世帯が増加するなかで、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。

職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保するため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めましょう。

また、働く子どもがいる職場では、子どもが自立した一人の人間として成長していくために、知識・教養を高めたり、技術を習得する機会を与えましょう。

(5) 家庭 家庭は子育ての原点です

子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子育てそのものが社会的な価値を持っているという認識のもと、家庭では保護者が子育てに対する自覚と責任をもって協力しあいながら子どもを育てていく必要があります。

子どもの成長に合わせた適切な子育てができるように保護者も成長していきましょう。

(6) 子ども 子どもは自らの権利を自覚し、その権利を行使するにあたっては、社会や他人のことを思いやり、尊重しよう

子どもの権利は義務を果たすことを条件として認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。

権利を行使するときには、自分の権利が尊重されているのと同じように他の人の権利も尊重しましょう。

## 第3章 行動計画・行動指針

### I 生きる

#### 子どもが安心して生きるために

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

#### 《行動計画》

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

#### 1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

子どもの権利は生まれながらにしてあるもので、決して義務を負うものではありません。条例に基づく子どもの権利についてその周知、啓発に努めるとともに、生きることを通して命の大切さを学ぶ機会を提供します。

##### (1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します。

- ・子どもの権利に関する相談に対応する「子ども相談室」や権利侵害を救済する「子どもの権利救済委員会」の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら問題の解決を図ります。

##### (2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します。

- ・学校教育や社会教育並びに保育所(園)・幼稚園において、望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育のさらなる充実を図ります。
- ・道徳教育の推進や職場体験学習を通じてボランティア精神や社会生活上のルールを身に付け、豊かな心を育む取組を進めます。

##### (3) 子どもの権利について正しい認識を深める学習を進めます。

- ・保育所(園)、幼稚園、学校、家庭、地域の連携強化を推進し、子どもの権利についての正しい認識を深める学習の機会を設けます。

##### (4) 義務教育段階から乳幼児とふれあい、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします。

- ・児童生徒に対し、職場体験学習等により実際に乳幼児とのふれあい等の機会を提供するとともに、将来、家庭の中で子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促すなどの学習を深める。

##### (5) 子どもの権利の周知、啓発を進めます。

- ・家庭や地域、事業所等への「子ども条例」の周知、啓発に努めます。
- ・「子ども権利週間」(毎年11月20日の翌日から1週間)において「子どもの権利フォーラム(ばりっ子ひろば)」を開催します。
- ・研修会、講演会等を開催し、多くの市民に子どもの権利等について理解が得られる機会を提供します。

##### (6) 子どもが自己肯定感をもち、自分の思いを表現する力を育てます。

- ・児童生徒に対し、自分で課題を見つけ、自ら考え、学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、さらには他の人と関わる力や社会のルールに適応する力など社会性の育

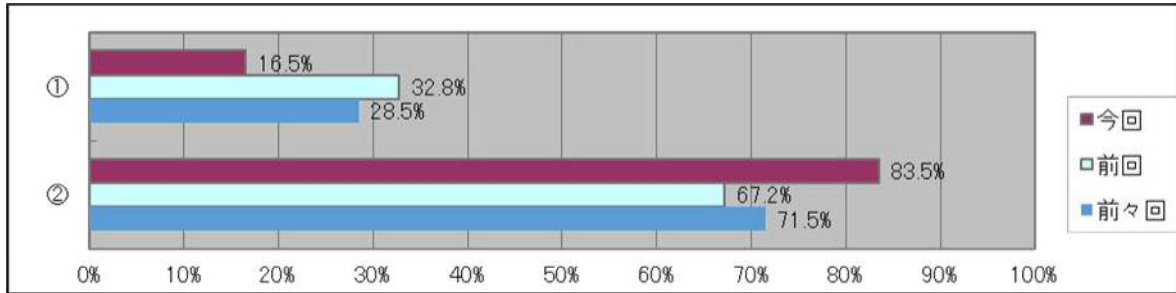
成を推進します。

- ・保育所(園)・幼稚園において、人への信頼感を育む取組の充実を図ります。
- ・子どもが主体となる「子ども会議(ばりっ子会議)」等の企画・参加・運営を促進します。

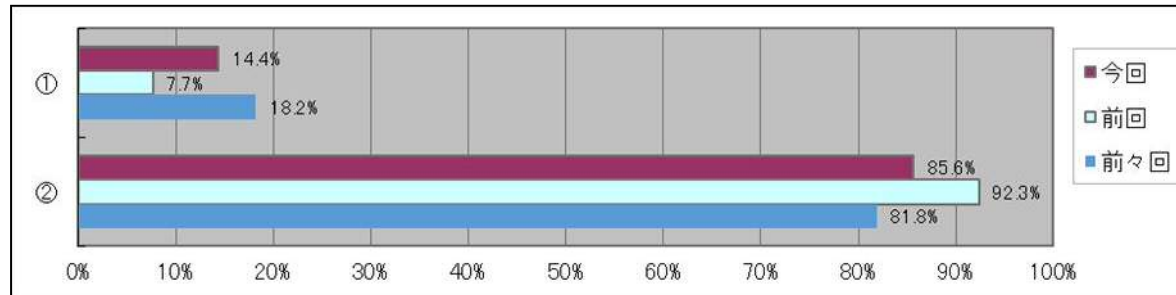
◇アンケート調査：名張市に「子ども条例」があることを知っていますか。

[回答:①知っている ②知らない]

《小学5年生》



《中学2年生》



※ 当該計画策定の検討資料として、平成26年6月に「子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査」を実施しました。当該計画書には、市内小学2年生と5年生、市内中学2年生の調査結果を掲載しています。ただし、設問によっては、小学2年生には実施していないものもあります。なお、前回と表記しているのは平成23年6月、前々回と表記しているのは先の計画策定のために平成20年2月に実施した調査結果であり、その時には小学2年生は実施していません。

## 2. 子どもの健康を守ります

福祉、医療、教育の連携で子どもを健やかに育む体制を整えます。

(1) 子どもの心身の健やかな発達を支援します。

- ・母子保健と子育て支援の取組など保健・医療・福祉・地域づくり組織等の多様な主体との連携を強化し、「名張版ネウボラ」として妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。特に産前産後の不安解消のために心身のケアができる体制を整備します。
- ・新たな保育ニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。
- ・思春期の身体的・精神的な健康を増進し、生涯を通じて自らの健康を高める能力を育てるための取組を進めます。
- ・地域医師会の協力を得て、応急診療所における小児診療の充実を行い、一次救急医療を推進するとともに、平成26年1月に開設した市立病院小児救急医療センターによる二次医療との機能分担と機能連携を強化し、安心かつ安全で信頼できる小児地域医療体制を充実します。
- ・市民一人ひとりが身近なところで医療サービス、相談を受けることができるための取組に努めます。

- ・子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図るため、子育て家庭への児童手当の支給や保育料の軽減、子ども医療費の助成を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて、さまざまな支援制度を有効に活用した経済的支援を行います。
- ・子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある子どもの早期発見、早期支援をするための相談・指導や各種事業の充実を図るとともに、併設する教育センターや児童発達支援センターどれみのほか、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関と連携し、発達障がいの児童とその家族への総合的な支援に努めます。
- ・保育所(園)、幼稚園において、障がい児の受け入れを推進するとともに、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行い、就学前から就学へのスムーズな移行を行います。
- ・学校における、途切れのない特別支援教育の充実を図るため、研修の充実と支援体制の強化に取り組みます。
- ・児童デイサービスやホームヘルプサービスなどの提供により、療育上の負担を軽減し、障がいのある児童を持つ保護者や家族を支援します。
- ・障害者総合支援法による基本的なサービスの充実のほか、公的サービスでは対応できないインフォーマルなサービスの整備調整を図り、在宅支援を充実します。

※ 障がいの表記については、前々回、前回の計画策定時において、子どもの権利の視点から「しょうがい」を「障がい」とすることとしていることから、今回も同様に表記することとしました。

## (2) 保育所(園)、幼稚園、学校での食育を推進します。

- ・望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、関係機関と連携して、発達段階に応じた食に関する指導を充実します。
- ・保育所(園)・学校給食における地産地消を推進するとともに、地域の食文化や伝統に関する理解と関心を深めます。
- ・食物アレルギー疾患を持つ園児に対しては、アレルギー対応食による給食の提供に努めます。
- ・食物アレルギー疾患を持つ児童に対しては、除去食による給食の提供に努めます。
- ・学校等において、食事、運動、休養、睡眠等の規則正しい生活習慣を確立させるための取組を進めます。
- ・子どもが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携しながら取組を進めます。

## 《行動指針》

子どもが安心して、安全に暮らせること、個人として尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

## 1. 子どもの安全、安心を守ろう (地域)

子どもが安心して生きるためには地域で支えることが大切です。

### (1) 子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

- ・子どもの目線にたった地域の安全マップを地域でつくろう。
- ・危険箇所の点検や改善等で子どもにやさしく安全な地域をつくろう。
- ・危険箇所へのパトロールを行おう。
- ・地域ぐるみで防災対策に取り組もう。

## 2. 子どもに愛情をもって接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう（家庭）

子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育まれることができる生活の場が大切です。子どもの成長に合わせた支援をしましょう。

- (1) 子どもに愛情をもって接しよう。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。
- (3) 子どもの健康を保持できるように努めよう。
- (4) 成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。
- (5) 家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。
- (6) 「男は仕事」、「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく、家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

## 3. 自分を大切にしよう

### そして、家族や周りの人も大切にしよう（子ども）

自分に一番大切なものは「命」です。命の代わりはありません。  
命の大切さを考え、生きることはすばらしいと感じられる日々を過ごしましょう。

- (1) 学校、地域でのさまざまな体験活動を通して命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。
- (2) 家族や友達、周りの人を大切にし、思いやりの心を持って行動しよう。

## Ⅱ 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

### 《行動計画》

市や学校等は自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

## 1. 家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします

家庭の教育力の低下、子育ての孤立化など、家庭でのさまざまな問題があるなかで、子育て家庭への適切な支援を行っていきます。

### (1) 家庭教育を支援します。

- ・子どもの成長に係る家庭の教育力の向上を図る学習機会の提供と内容を充実します。
- ・父親の子育て参加を促す参加型講座を多くの地域で開催します。
- ・保護者が子どもとの関わり方や家庭の大切さを学ぶことができる機会や場を提供します。

### (2) 子育て支援を充実します。

- ・健やかな子育てや育児不安への対応のため、こども支援センターかがやきや子育て支援センター「つくし」、保育所(園)、幼稚園等の福祉、教育並びに保健等の関係機関が連携し、「名張版ネウボラ」の取組を推進することで、子育て支援機能を充実します。
- ・男女が共に家族の一員として家事や子育てに参画できるよう、男女共同参画推進事業に取り組みます。
- ・マイ保育ステーションにおける在宅保育家庭への子育て支援充実を図り、「名張版ネウボラ」の取組に寄与します。
- ・地域において住民が互いに支え合って子育てを支援できるよう、ファミリー・サポート・センター事業やなかよし広場事業、子育てサークル活動の充実を図るとともに、交流会や研修会の実施による関係者の資質の向上を図り、子育て環境を充実します。
- ・子育て世帯への住宅の供給に当たり、障がいのある児童を持つ世帯等それぞれのライフスタイルにあった住宅施策を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、母子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関や地域のひとり親家庭福祉協力員と連携し、的確な支援を行います。
- ・親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るべく、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や望ましい職業観・勤労観を身につけるための支援等に努めます。

## 2. 地域での子育てを応援します

地域での活動でさまざまな体験をすることにより、子どもの自主性や豊かな人間性が育まれます。子どもを育む地域活動を奨励・支援し、地域で子どもを育てる意識が浸透するよう働きかけていきます。

### (1) 地域の子ども育成活動を支援します。

- ・子ども会やスポーツ少年団等、子ども育成活動をリードする指導者を養成します。

- ・子ども育成活動を支援する情報を提供します。
- ・スポーツ・文化等の活動拠点として学校体育施設の開放を進めます。
- ・生徒会活動やクラブ活動等と市民活動の連携を進め、ジュニアリーダー等の発掘と育成を強化し、世代を超えた青少年の健全育成の基盤を築きます。

### 3. 企業や市民団体の子育てを応援します

市民による子育てグループやボランティア活動など、子育ての自主的な取組は、社会で支える子育てという意味で大変重要な取組です。

市は、自主的な市民活動の支援と、企業の子どもへの関わりを進めていきます。

#### (1) 子どもの育成に関する自主的な市民活動を促進します。

- ・子どもの健やかな育ちや安心・安全のために活動するグループの組織、育成を支援します。
- ・市民グループによる子育て支援や健全育成等に関する事業を支援します。
- ・市民参加型の自主的な子育てセミナーなどの開催を支援します。

#### (2) 子どもの健全育成への企業のかかわりを促進します。

- ・より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう、子どもの職場体験の機会の充実や、企業から学校等への講師の派遣などの働きかけを行います。
- ・子育てに関する企業内研修等を奨励します。
- ・事業主や事業主団体へのワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の両立)についての啓発、周知活動を推進します。

### 4. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

学校等での学習や行事、活動を通し、社会規範や自主性を育てます。

#### (1) 交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身につけられるようにします。

- ・保育所(園)、幼稚園、学校における防犯、交通安全等の学習や行事を支援します。

#### (2) 友達との交流のなかで、互いの考えを認め合うことの大切さや協調性を体得できるようにします。

- ・学校や地域と連携し、公共心や規範意識、他人を思いやる心などを育む道徳教育を推進します。
- ・友だちや乳幼児・高齢者・地域の人と触れ合える機会や場の提供に努めます。

#### (3) 自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てます。

- ・望ましい職業観・勤労観を身につけるための学習や、夢を育み、その実現に向かって主体的に学ぶ子どもを育てるキャリア教育を推進します。
- ・基本的な生活習慣、対人関係等における望ましい行動の規範について、個々の発達段階に即して学習ができる保育を推進します。

### 5. 地域に開かれた学校づくりを進めます

学校等は保護者や地域住民、事業者に対して協力や参画を働きかけ、地域の信頼に応える開かれた学校づくりを進めます。



- (1) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます。
  - ・地域の方の豊かな経験や伝統技術などを授業に取り入れるために様々な分野の専門家や活動のリーダーを招聘できるシステムを構築し、学校教育のより一層の充実を図ります。
- (2) 学校等の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます。
  - ・めざす子ども像の実現に向けた学校づくりができるよう、地域、保護者、行政、関係機関が協働して取り組みます。
- (3) 保護者や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認めます。
  - ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもを育てる体制づくりを推進します。
- (4) 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。
  - ・地域の行事や事業、放課後児童健全育成への空き教室の有効活用を図ります。
- (5) 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求めます。
  - ・地域全体で学校を支え、子どもを健やかに育むために、学校生活支援ボランティアの発掘、活用を図ります。

## 6. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

学校教育などにおいて、「確かな学力」の定着や「生きる力」の育成を目指すとともに、いじめ防止の取組や、教育相談体制の整備充実、家庭や地域社会との連携を深めていきます。また、いろいろな体験や経験を積み、学ぶことにより、相手の気持ちや社会のありようを理解することを通して豊かな心を育てます。

- (1) 学校教育を充実します。
  - ・保育所(園)、幼稚園、学校の子どもが、読書や音楽、絵画など、子どもの文化的活動を発表し、スポーツ活動の成果を発揮する機会を充実させ、豊かな情操や健全な心身を育みます。
  - ・障がいのある児童・生徒一人ひとりに必要な支援を行う特別支援教育を充実します。
  - ・児童生徒の学力、体力、生活状況を把握、分析し、指導体制の充実や指導方法の工夫、さらに、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を推進します。
  - ・名張市教育センターにおいて、教職員や保護者対象の教育や子育てに関する研修講座等を充実し、相談体制を整えるとともに、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちに「生きる力、生きぬく力」を育む活動を推進します。
- (2) いろいろな体験の場を提供します。
  - ・義務教育段階から乳幼児とふれあい、世話をする体験により、命の尊厳を実感させます。
  - ・地域社会の協力を得て、高齢者との交流、ボランティア体験などの体験学習を充実します。
  - ・望ましい職業観、勤労観及び仕事に対する知識技能を身につけさせるため、各事業所における職場体験学習を進めます。
  - ・野外活動などの自然体験の機会の充実を図ります。
  - ・郷土の自然や伝統、文化、歴史等について学び、親しむとともに、主体的に継承できる環境を整備します。

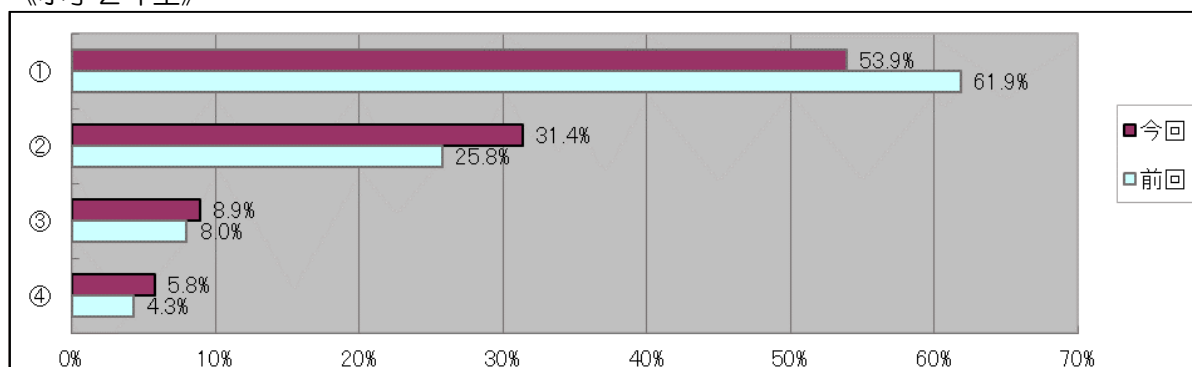
### (3) 就学前の保育・教育を充実します。

- ・保育所(園)、幼稚園において、子どもの基本的な生活習慣や態度を養います。
- ・人とかかわりの中で、相手の話を聞き相手を理解することや、協調の態度を養います。
- ・生命や自然及び社会の事柄についての興味・関心を育て、豊かな心、考える力を培います。
- ・さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現力を育みます。
- ・保育所(園)において、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、休日保育や延長保育等の適切な対応を行うとともに、サービス提供の充実に努めます。
- ・待機児童の解消に向けて保育ニーズの把握を行い、家庭的保育事業等、認定こども園、幼稚園の預かり保育などの多様な保育の取組や認可外保育所との連携等について年次的に検討し、保育サービスの量的な拡充と手段の多様化を図ります。
- ・保育所(園)、幼稚園における幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育所(園)、幼稚園、小学校の連携強化に取り組めます。

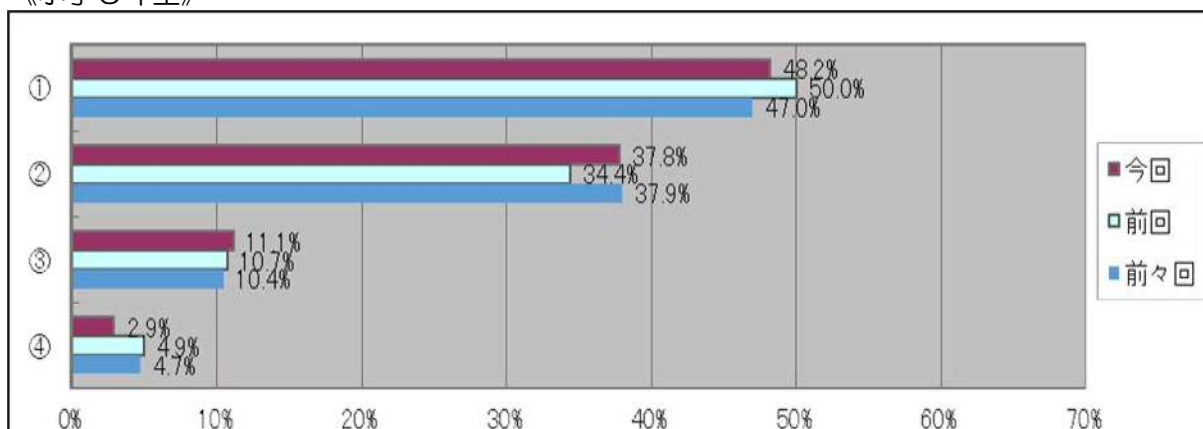
#### ◇アンケート調査：学校に行くのが楽しいと思えますか。

[回答:①思う ②まあまあ思う ③あまり思わない ④思わない]

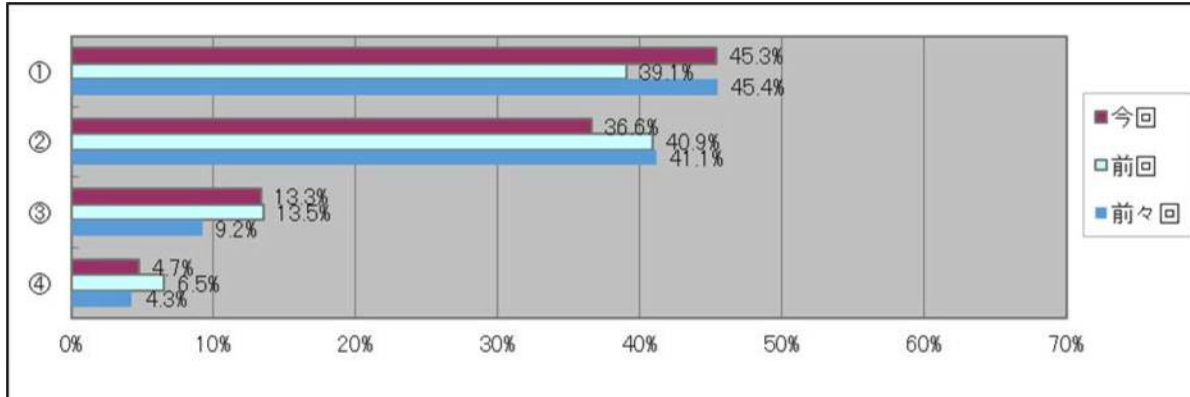
##### 《小学2年生》



##### 《小学5年生》



## 《中学2年生》



## 7. 職員の専門性の向上を図ります

教育や子育ての専門的機関として期待される役割を担うために、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

- (1) 育児や子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します。
  - ・名張市教育センターを中心に、子どもの学びの支援や教職員の支援、子どもに係る家庭、地域や教育関係機関の連携支援機能を充実させるための事業を実施します。
- (2) いじめ防止や児童虐待に関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります。
  - ・いじめ防止や児童虐待に関する職員研修を実施し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

## 《行動指針》

地域、企業、家庭それぞれの役割のなかでの取組を通して、心豊かな子どもを育みましょう。

### 1. 子育てを地域で見守ろう (地域)

安心して子どもを生み育てるために、地域で子育てを支えることが大切で、そのための場の提供や仕組みづくりが必要です。

- (1) 地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。
  - ・親同士が情報交換して連携できる機会を設けよう。
- (2) 子育て体験を伝えていこう。
  - ・子育ての先輩として、若い親の相談に乗り、アドバイスをしよう。
- (3) 子育て卒業の大人にも地域の子どもにもっと関心をもってもらおう。
  - ・地域の子ども会活動などを支援しよう。

## 2. 社会のルールをみんなで守ろう（地域）

社会のルールや社会規範は大人と子どもが一緒に実践し、守ることが大切です。  
地域のなかで自分の子どものように導きましょう。

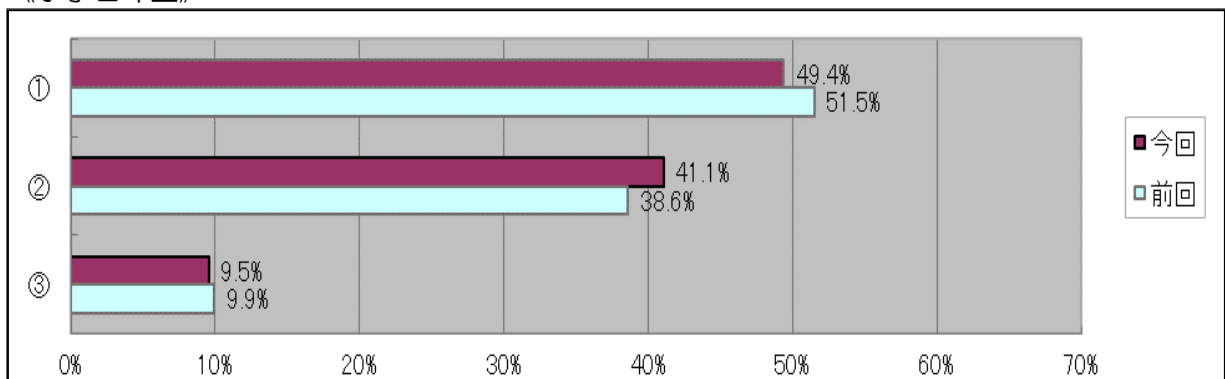
（1）共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。

- ・子どもへの声掛けや、あいさつを励行しよう。
- ・場面に応じて守るべきマナーを教えよう。
- ・必要なときは遠慮せず注意しよう。

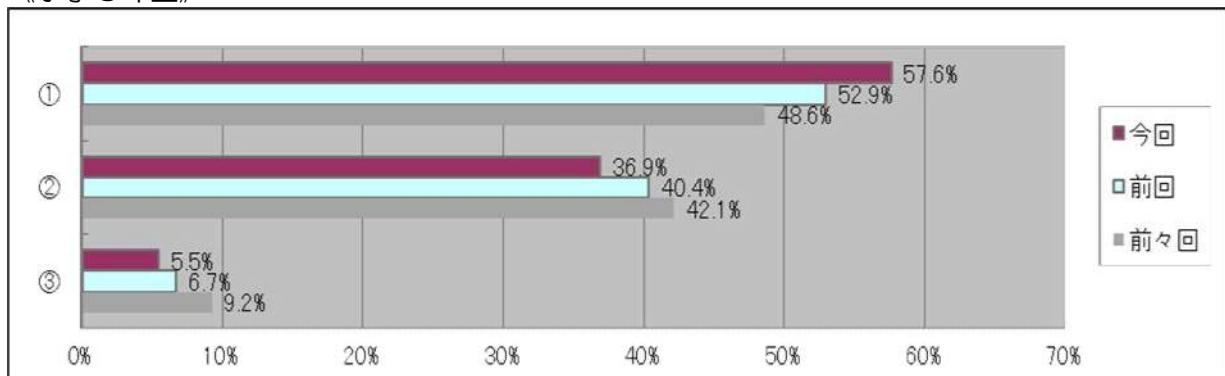
◇アンケート調査：隣、近所の人とあいさつをしますか。

〔回答：①する ②ときどきする ③しない〕

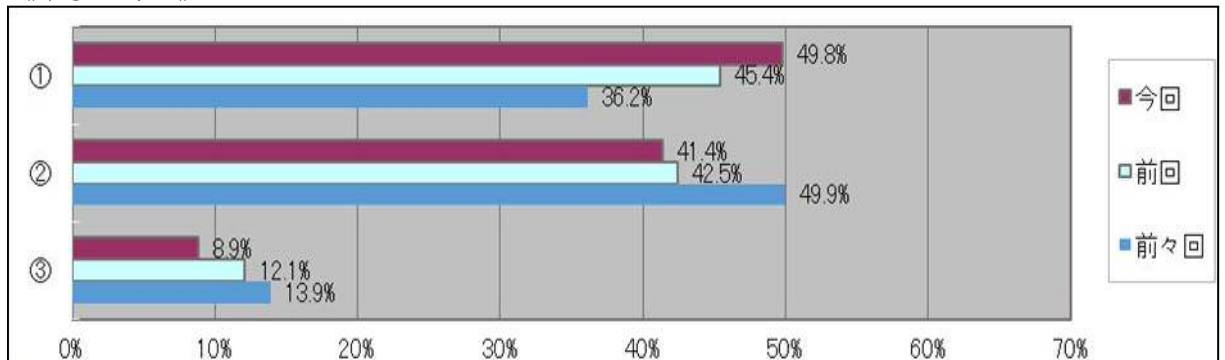
《小学2年生》



《小学5年生》



《中学2年生》



### 3. 地域で人づくりを進めよう（地域）

子どもは地域の宝、地域みんなで次世代の人材を育みましょう。

- (1) 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。  
・地域の行事などでの企画・運営の担い手を育てよう。
- (2) それぞれが持つ知識や技術を地域のために活用しよう。

### 4. 子育てに企業も一緒に関わろう（企業）

社会をよくしていくために、社会全体で子どもを育てていく必要と企業の役割について認識を深めましょう。

- (1) 企業内の福利厚生行事に、子どもの健全育成に貢献する活動や、親子で参加できる機会を提供しよう。
- (2) 子どもの権利や子育て支援に関して従業員で話し合う場を持とう。
- (3) 働く子どもがいる職場では、子どもが希望すれば高等学校の教育を受けることや技術の習得に参加する機会を与えよう。

### 5. ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう（企業）

従業員が子育てや子どもの教育(授業参観など)のために、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを進めましょう。

- (1) 授業参観、懇談会など1学期に1回以上は子どもの学校等へ行けるような職場づくりを進めよう。
- (2) 少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てるような職場づくりを進めよう。
- (3) 子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。
  - ・従業員の育児休業や看護休暇が取れる職場環境を整えよう。
  - ・保育所(園)などへの送迎時間に配慮しよう。
  - ・企業内託児所の整備に努めよう。

### 6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

あいさつはコミュニケーションの基本です。

家族が共に過ごす時間を増やす工夫やお互いが自分を出し合える会話をするなど、家庭がやすらぎの場となるよう豊かな家族関係を築きましょう。

- (1) 家族がお互いにあいさつを交わす習慣をつけよう。
- (2) 食事のときはテレビを消す、スマートフォンを使わないなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。

(3) 保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をし、子どもに生きる意義、地域とのかかわりの大切さを伝えよう。

(4) 子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考えを受け止めよう。

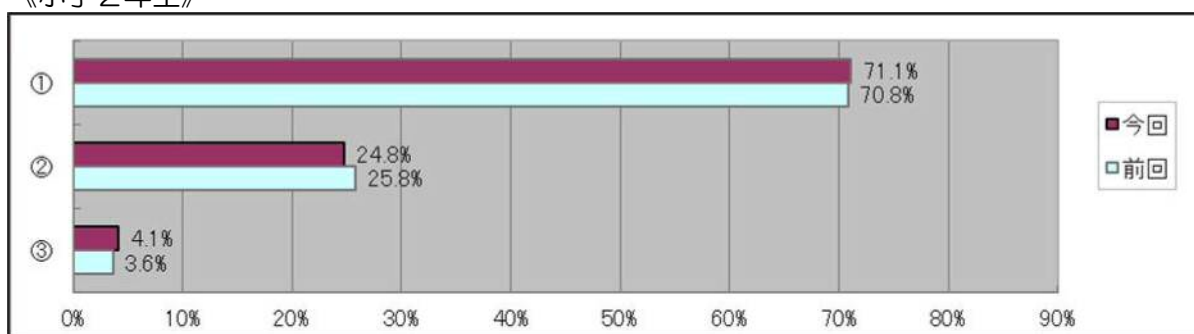
(5) できるだけ家族そろって食事をするようにしよう。

(6) 家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。

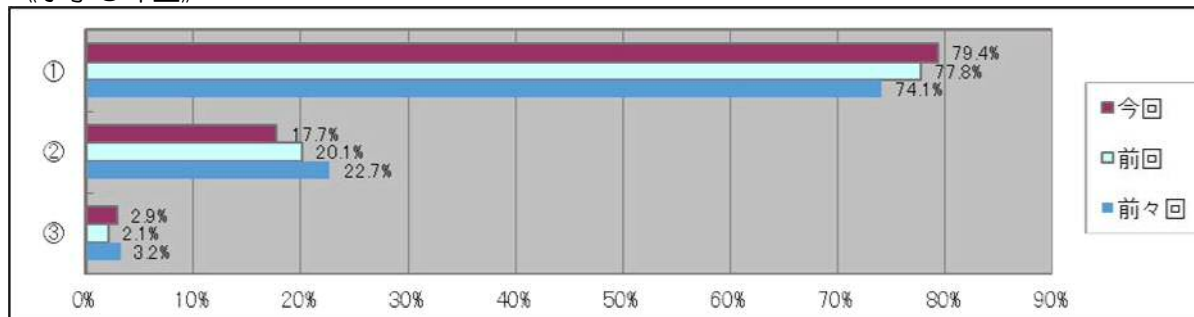
◇アンケート調査：家では「おはよう」や「おやすみ」など、家族とあいさつしますか。

〔回答：①毎日する ②ときどきする ③しない〕

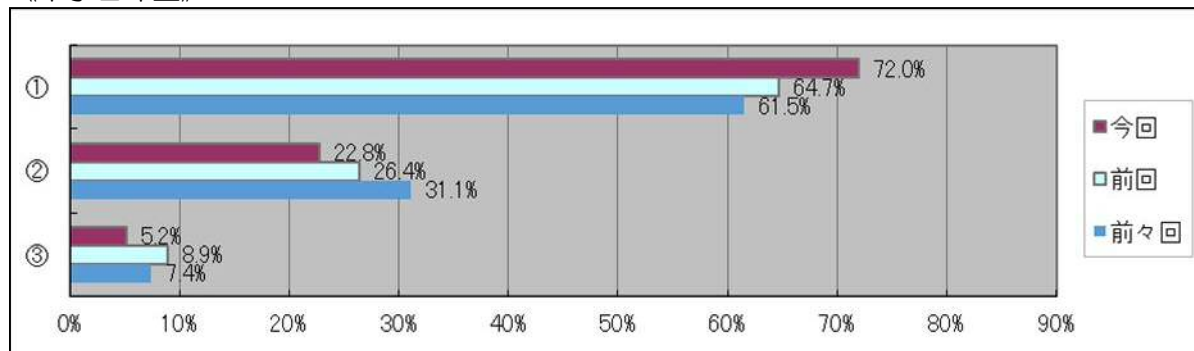
### 《小学2年生》



### 《小学5年生》



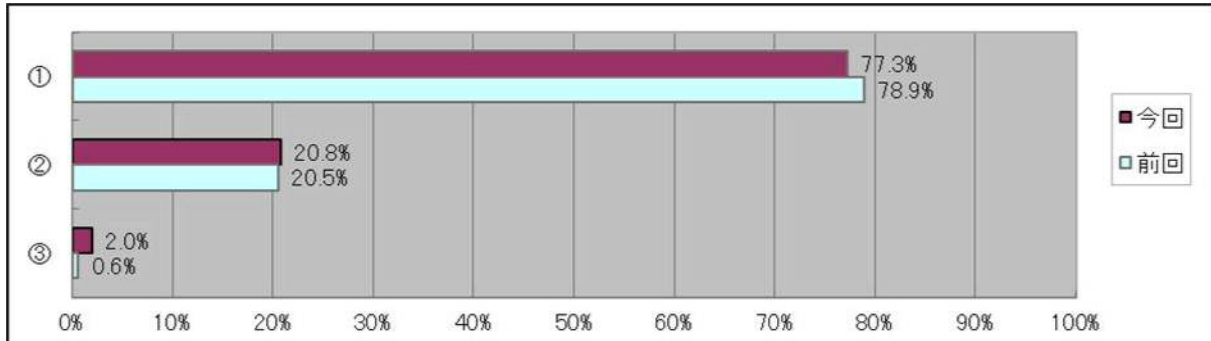
### 《中学2年生》



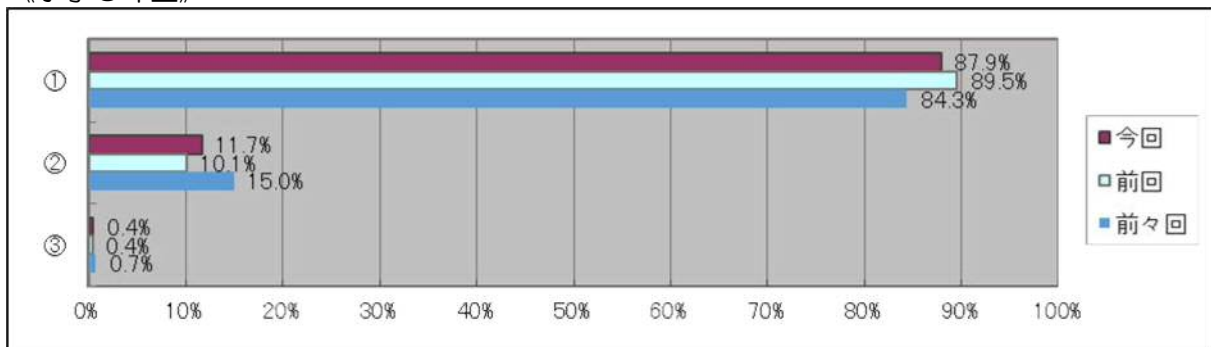
◇アンケート調査：家族と話をしますか。

[回答:①する ②ときどきする ③しない]

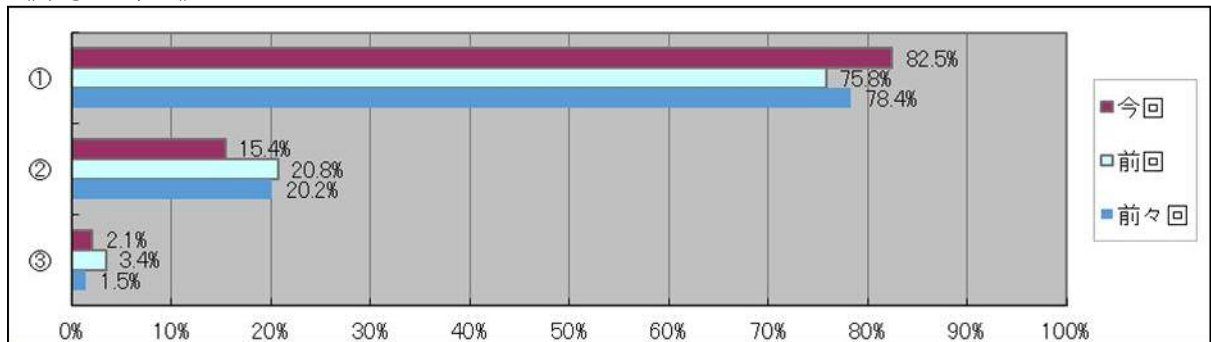
《小学2年生》



《小学5年生》



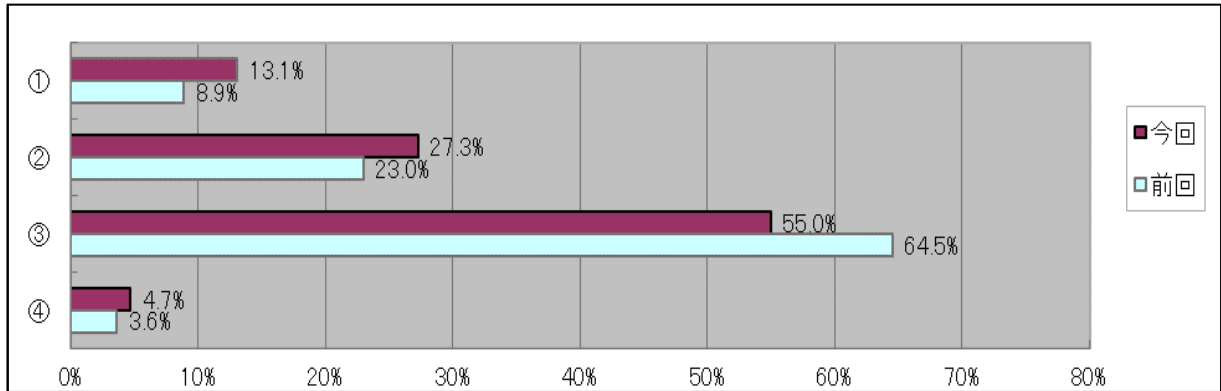
《中学2年生》



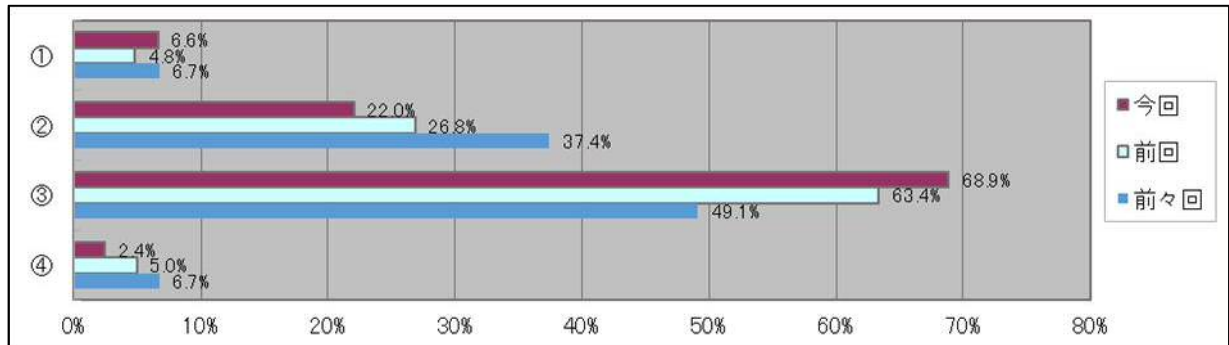
◇アンケート調査：家族と一緒に食事をしますか。

[回答:①朝食のとき ②夕食のとき ③朝・夕とも ④しない]

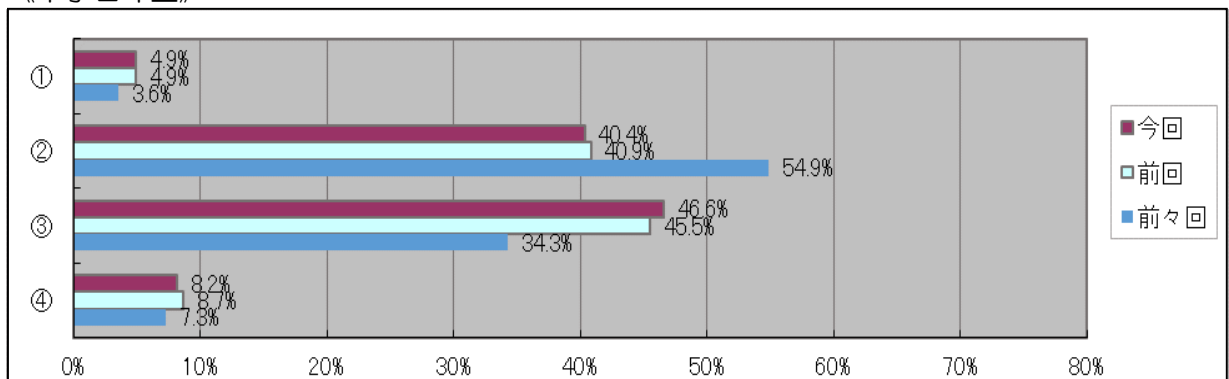
《小学2年生》



《小学5年生》



《中学2年生》





## 7. 家庭のルール・社会のルールを身につけよう (家庭)

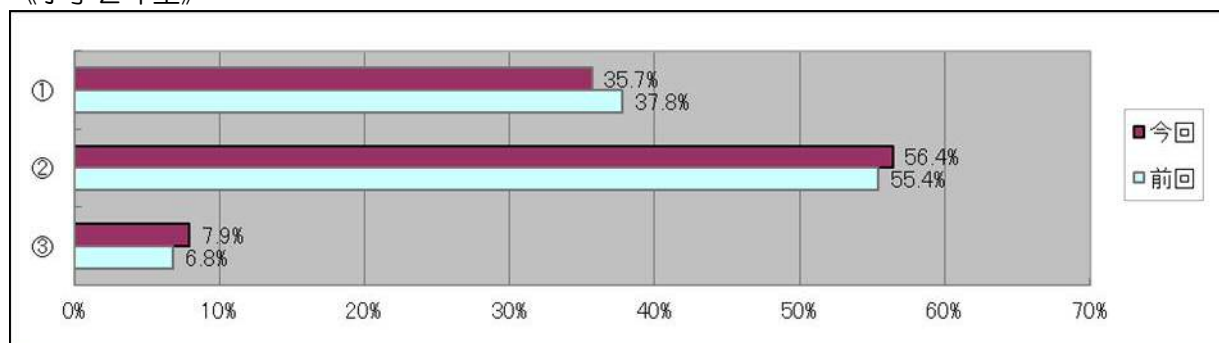
家族で話し合った約束ごとをお互いが守ることを通して、自分を律しルールを重んじる心が育ちます。子どもの発達に応じて、守るべきルールを丁寧に伝える努力が大切です。また、子どもが家庭で役割を担うことは、自立への第一歩です。

- (1) 子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。
- (2) 大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。
- (3) 隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。
- (4) 家族の一員として子どもに役割をもたせ、家事に参加させよう。

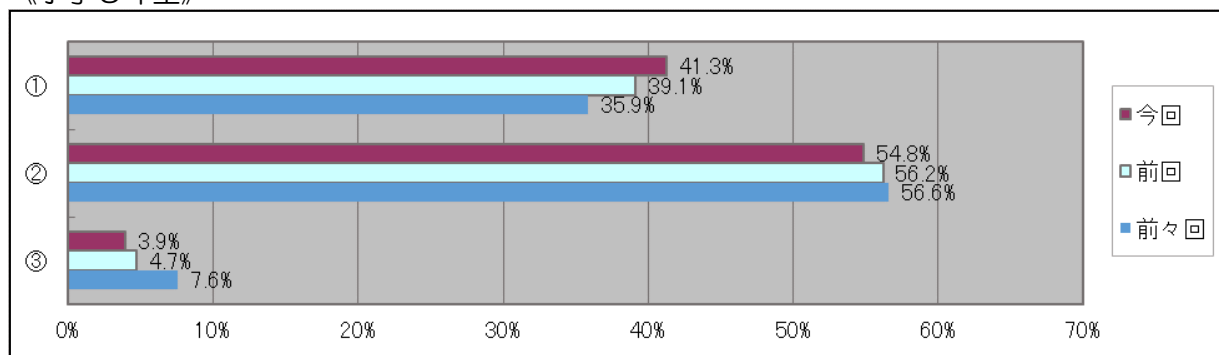
◇アンケート調査：家の手伝いをしますか。

[回答:①する ②ときどきする ③しない]

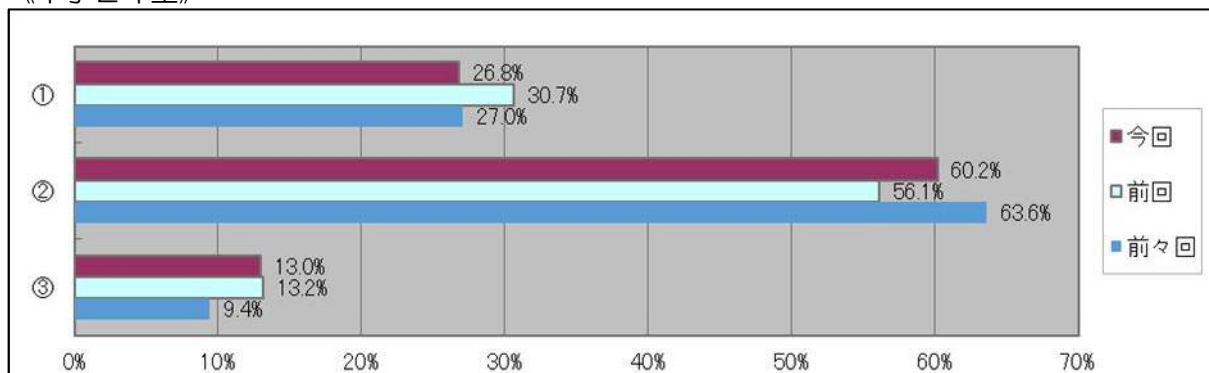
《小学2年生》



《小学5年生》



## 《中学2年生》



### 8. 基本的な生活習慣を身につけさせよう (家庭)

家庭では子どもたちがきちんとした生活習慣を身につけられるよう根気よくしつけることが大切です。

- (1) 家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにしよう。
- (2) 子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身につけさせよう。

### Ⅲ 守られる

#### 子どもの健やかな育ちを守るために

第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

#### 《行動計画》

市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行います。また、市民や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

#### 1. いじめ、虐待はしません、許しません

人をいじめることは人間として許されない行為です。いじめ・虐待から子どもを守る体制の充実、地域との連携強化を進めます。

(1) いじめには毅然とした態度で対応します。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます。

- ・生命や人権を尊重する態度、あらゆる差別をなくそうとする意欲と実践力を育む人権教育を推進します。
- ・「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる教育を推進します。

(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います。

- ・虐待防止に係る啓発活動を強化します。

(3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します。

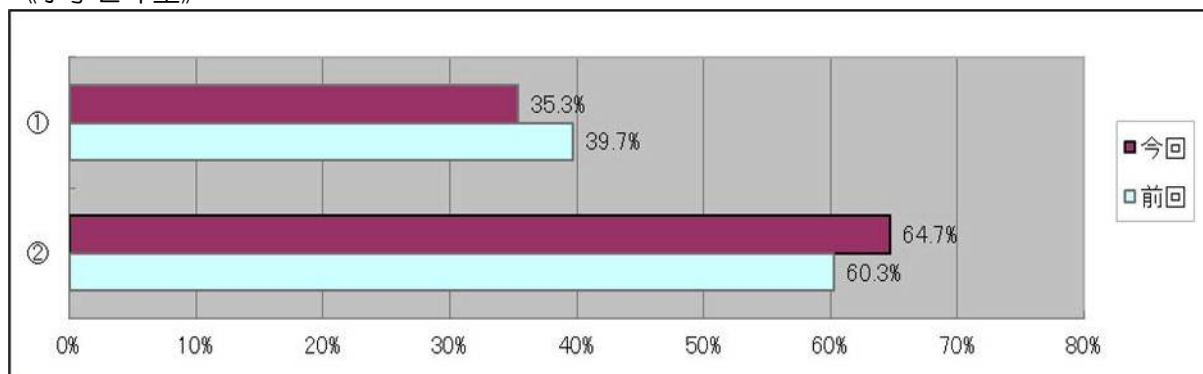
- ・要保護児童等及びDV被害者等の適切な保護を図るために、関係機関と連携し、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組みます。
- ・母子保健と子育て支援の取組など保健・医療・福祉・地域づくり組織等の多様な主体との連携を強化し、「名張版ネウボラ」として妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うことで児童虐待の発生予防に努めるとともに、養育支援に積極的に取り組みます。

◇アンケート調査：今までに、あなたはいじめ（いやなことを言う、暴力をふるう、ばかにする、無視をするなど）をしたことがありますか。

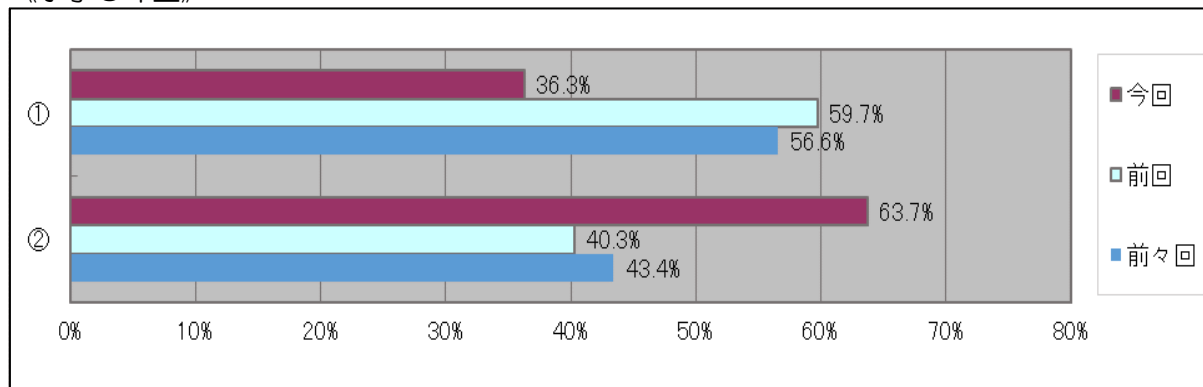
〔回答：①ある ②ない〕

※ いじめに関する設問は、今回のアンケートで「いじめ」の定義として、( )内の文言を入れましたが、前々回の設問では、単に「いじめ」という文言で調査しました。

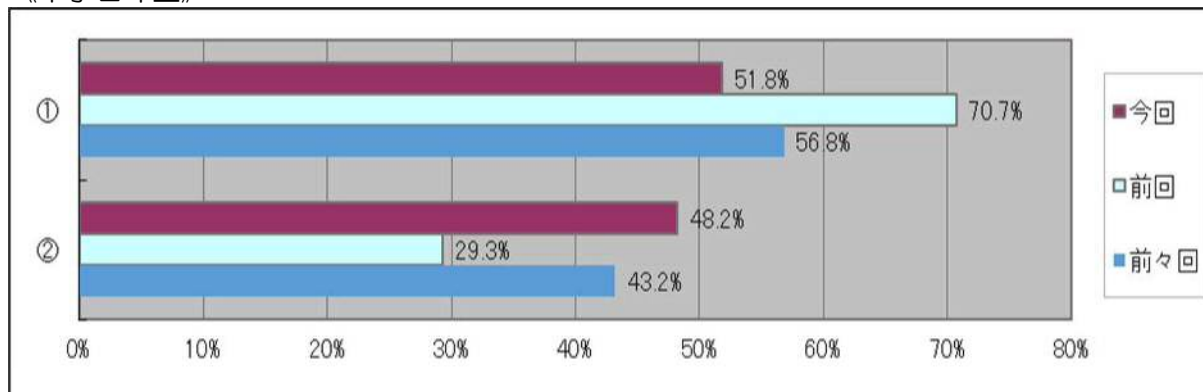
《小学2年生》



《小学5年生》



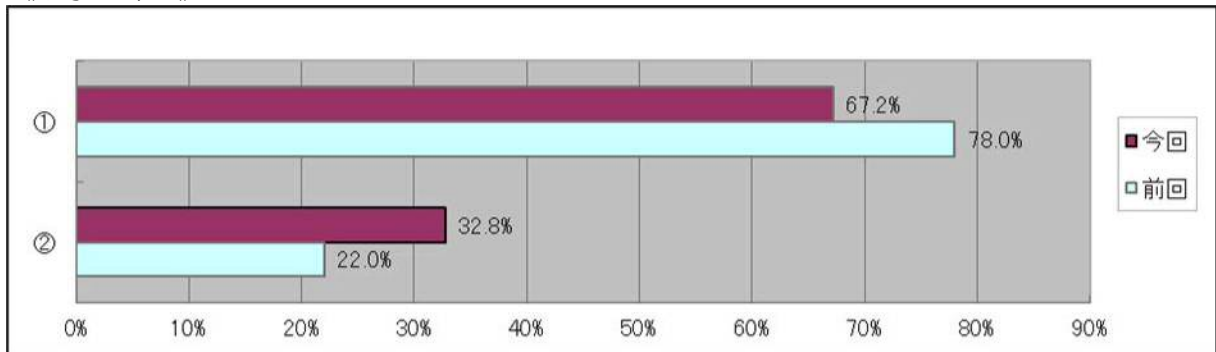
《中学2年生》



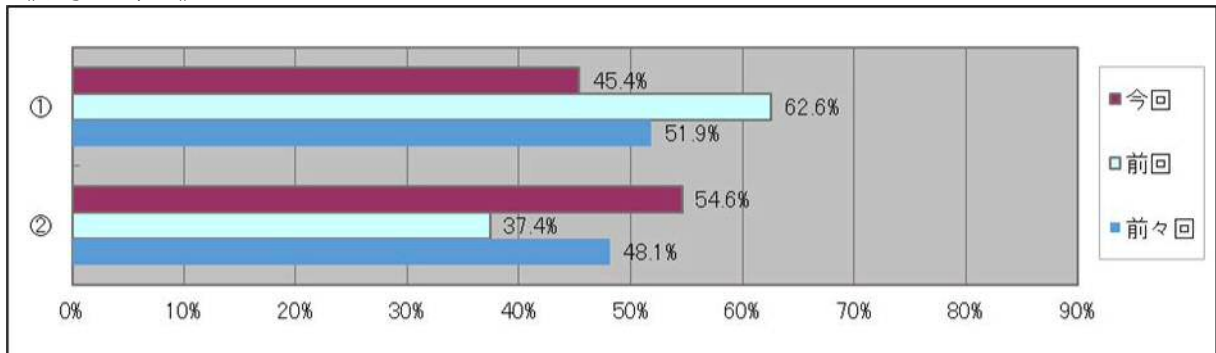
◇アンケート調査：今までに、あなたはいじめ（いやなことを言う、暴力をふるう、ばかにする、無視をするなど）を受けたことはありますか。

[回答:①ある ②ない]

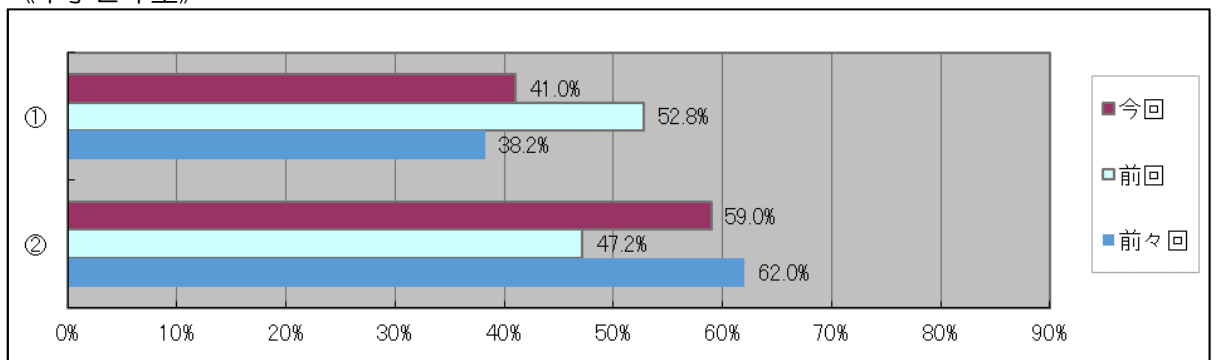
《小学2年生》



《小学5年生》



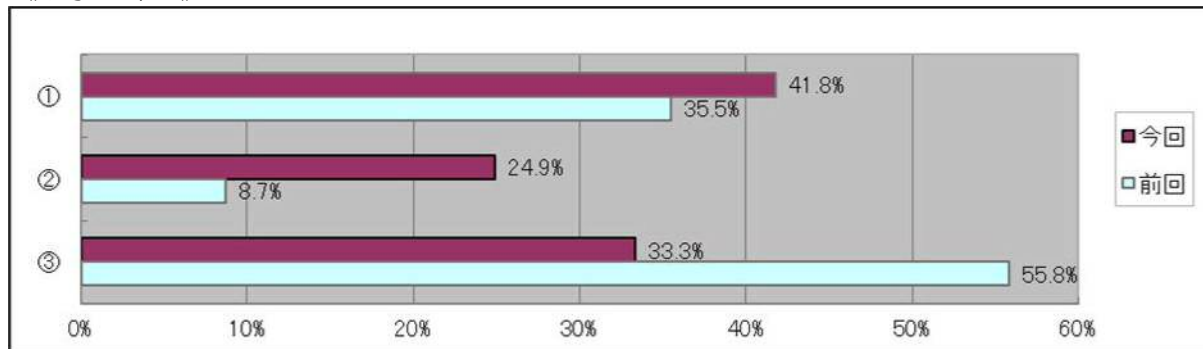
《中学2年生》



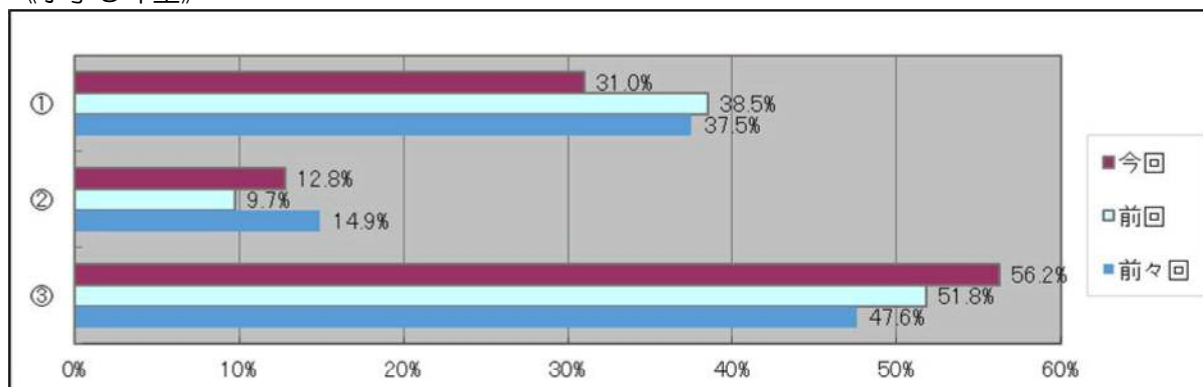
◇アンケート調査：いじめを受けたことが「ある」と答えた人に聞きます。その時の気持ちは、次のどれに近いですか。

〔回答：①学校に行くのが、いやになると感じるくらい ②生きていくのが、いやになると感じるくらい ③ ①②ほどではないが、いやになると感じるくらい〕

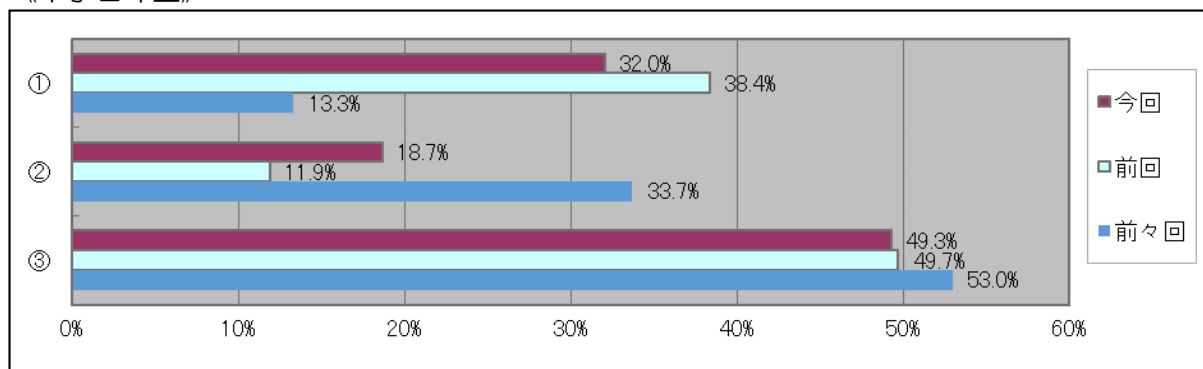
《小学2年生》



《小学5年生》



《中学2年生》



## 2. 地域とともに子どもを守ります

今、子どもを取り巻く社会では、子どもの健全育成に有害な事象が増えています。地域と連携して有害な環境や犯罪、事件から子どもを守る取組を進めます。

### (1) 有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます。

- ・子どもの犯罪被害防止意識の醸成、子どもを見守るパトロール等の推進等による子どもを取り巻く有害環境浄化活動に努めます。

## (2) 子どもの安全を確保する取組を進めます。

- ・危機管理マニュアルに基づき保育所(園)、幼稚園、学校の安全対策を充実します。
- ・地域との情報を共有し、連携する体制を整えます。
- ・学校における防犯、交通安全等の学習や行事を支援し、学校の危機管理についての理解を深めるとともに、地域を挙げて組織的に子どもを見守り育てるシステムを構築します。
- ・保育所(園)、幼稚園、学校における防災教育を推進します。
- ・子どもや子ども連れの保護者の視点に立った道路交通環境整備を推進するとともに、通学路をはじめとした安全安心な道路整備を進めるため、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ねます。
- ・家庭内での事故予防に対する保護者の意識を高める啓発を進めます。
- ・子どもが不慮の事故にあった際に適切な救急処置ができるよう、保育所(園)、幼稚園、学校の職員の他、広く市民を対象に知識と技術の習得の機会を拡充します。

## (3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます。

- ・児童生徒に対し、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。

## (4) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実します。

- ・子どもの権利の侵害に対し、子ども相談室など救済・支援体制の充実を図ります。

※「デートDV」:恋人間での体、言葉、態度による暴力のことをいい、親密な相手を思い通りに動かすために使われるあらゆる種類の暴力のことです。

## 《行動指針》

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。

子どもにとって有害な環境への認識とそれへの対応を家庭、地域それぞれで考え取り組みましょう。

## 1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう (地域)

隣近所の安心・安全をお互いに守りあい、そのための結びつきを深めましょう。

### (1) 日ごろから地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。

### (2) 子どもの安全を地域で見守ろう。

- ・地域の子ども達へ「おはよう」「こんにちは」など声かけしよう。
- ・通学路や公園を点検し、犯罪や事故が起こりにくい環境にしよう。
- ・登下校の見守りや「子どもを守る家」に参加しよう。

## 2. 子どもの見守りに企業も参加しよう (企業)

地域の安心・安全に積極的に取り組み、子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに貢献しましょう。

### (1) 仕事のなかで、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声かけを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。

(2) 仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。

### 3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう (家庭)

あらゆる情報があふれるなかで、家庭でもインターネットなどの情報内容に関心を持ち、子どもが有害な情報に触れることがないように配慮することが必要です。

(1) 子どもの成長に有害な図書や情報に近づけないようにしよう。

- ・子どもに有害な本や新聞等は家庭には持ち込まないようにしよう。
- ・子どもたちの携帯電話やインターネットの利用状況を把握し、トラブルや犯罪被害から守ろう。
- ・フィルタリングサービスを利用し、有害情報から子どもを守ろう。

(2) 成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

※「フィルタリングサービス」:違法・有害な情報を選んで排除するサービスのことをいいます。



## IV 参加する 子どもが自ら社会に参加するために

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

### 《行動計画》

市や学校等は、子どもたちに、さまざまな体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

#### 1. 子どもたちが、積極的に参画できる機会と場を広げます

子ども自身が考え、行動することが「生きる力」となります。子どもが受身でなく能動的に活動できる機会と場の提供が子どもを育みます。

(1) 市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催します。

・子どもの意見を市政に反映させるため、子ども会議を開催します。

(2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します。

・子ども主体の催しである「ばりっ子広場」を子どもの自主的参加により開催します。

(3) 学校行事など施設運営に子どもの意見を反映させます。

・児童会及び生徒会、児童館や放課後児童クラブの活動に、一人ひとりの子どもが、より積極的に自分の意見を表現できる取組を推進します。

(4) 学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援します。

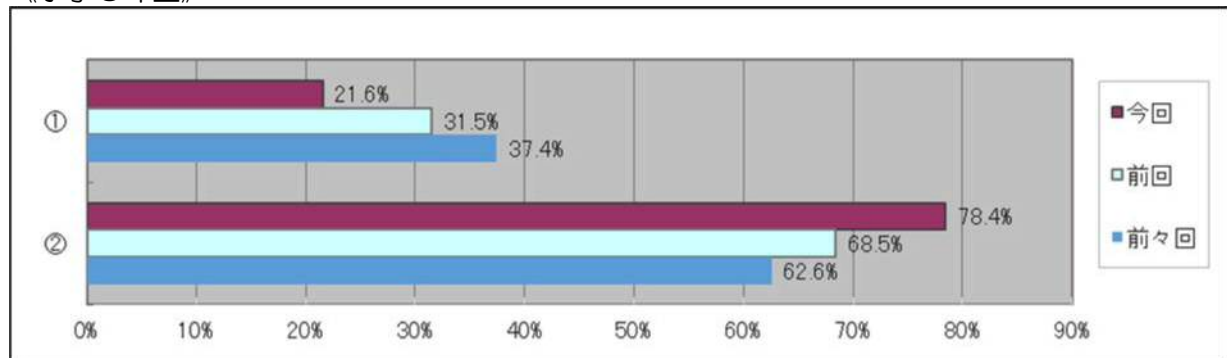
(5) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します。

・子育てサークルの育成支援に努めます。

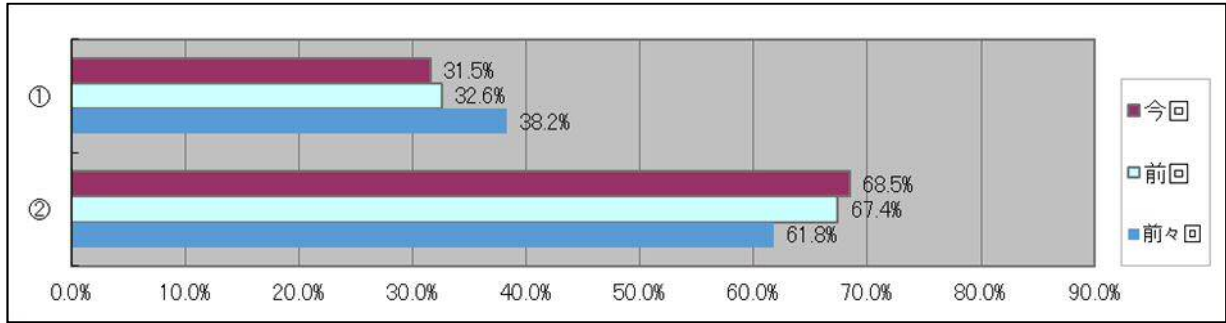
◇アンケート調査：学校生活や学校のルールなどについて、もっと子どもの意見を聞いてほしいことがありますか。

[回答:①ある ②ない]

#### 《小学5年生》



## 《中学2年生》



## 2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

子どもが健やかに育つために、さまざまな体験活動は子どもが自ら考え、判断し、行動する力や思いやりのある心を育みます。

市は、子どもを育てる活動を支援するほか、子どもの健やかな成長を図るため、子どものさまざまな体験活動の充実や健全育成活動を進めていきます。

### (1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます。

- ・一人ひとりの子どもにとって、居心地の良い学級集団づくりを進めます。
- ・放課後児童クラブの運営については、各地域に設置された運営委員会と連携を図り、さらなる放課後児童対策の充実を進めます。
- ・放課後子ども教室については、地域の実情に応じた多様な運営により、事業の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携をさらに図りながら、余裕教室等の活用を踏まえ、一体的な運用についても検討します。

### (2) 地域で行う子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援します。

- ・市民主体の青少年健全育成活動の充実に努めます。

### (3) さまざまな体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力を身につける体験活動を充実します。

- ・さまざまな体験ができる場や、心に感動を覚えることができるような機会を提供します。
- ・地域における子どもの社会奉仕を進めます。

## 《行動指針》

子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通して人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身につけることや、自己を高めることにつながります。

## 1. 出会いの場をたくさんつくろう (地域)

放課後や休日に、異年齢の友だちや地域の大人と一緒にさまざまなふれあいや体験をすることができる場として、子どもの「居場所」を設けましょう。

### (1) 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。

- ・大人と子どもが討議した意見を地域の活動に反映させよう。

- ・中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。
- ・地域に大人と子どもによる遊びの場を設けよう。
- ・子どもの夢や希望、将来のことを語り合う機会と場を設けよう。

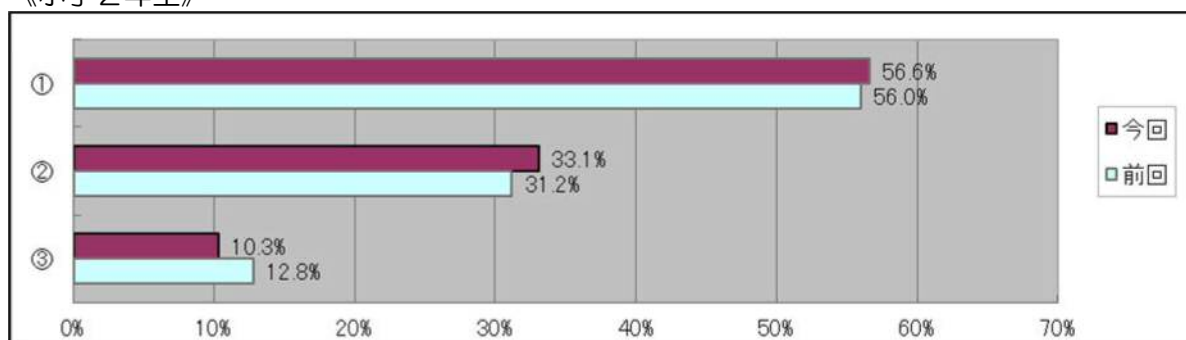
(2) 地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。

(3) 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談にのろう。

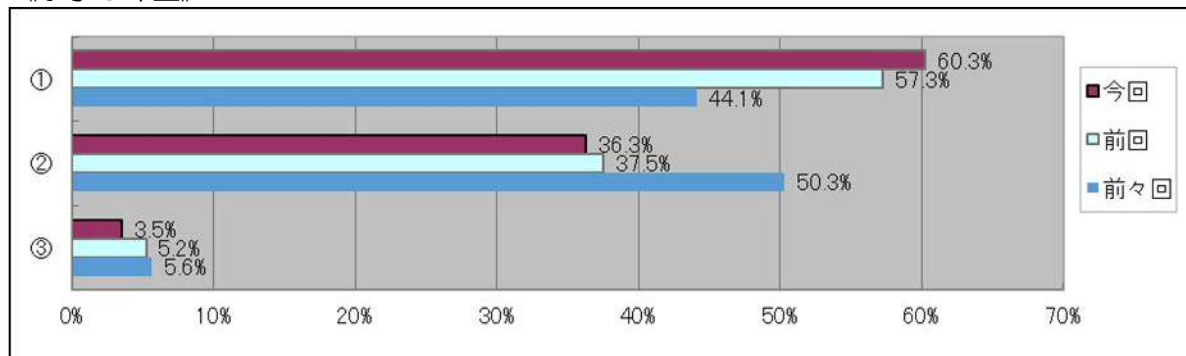
◇アンケート調査：地域で行われる行事やお祭りなどに参加しますか。

〔回答：①する ②ときどきする ③しない〕

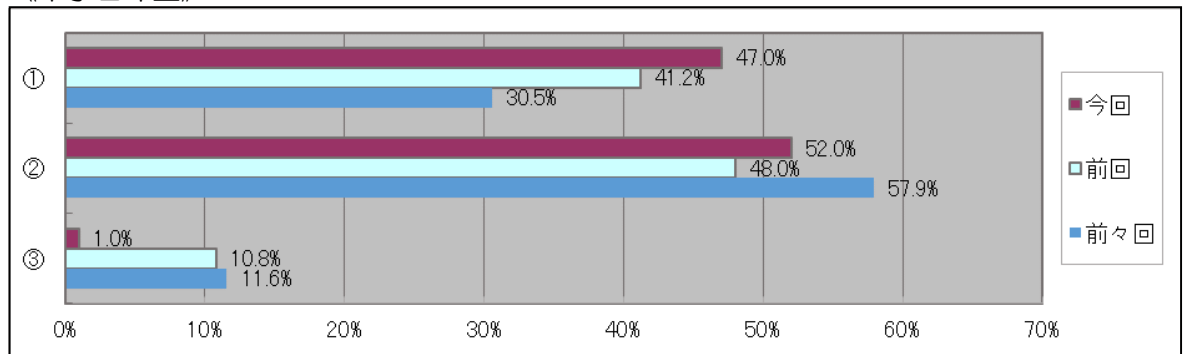
《小学2年生》



《小学5年生》

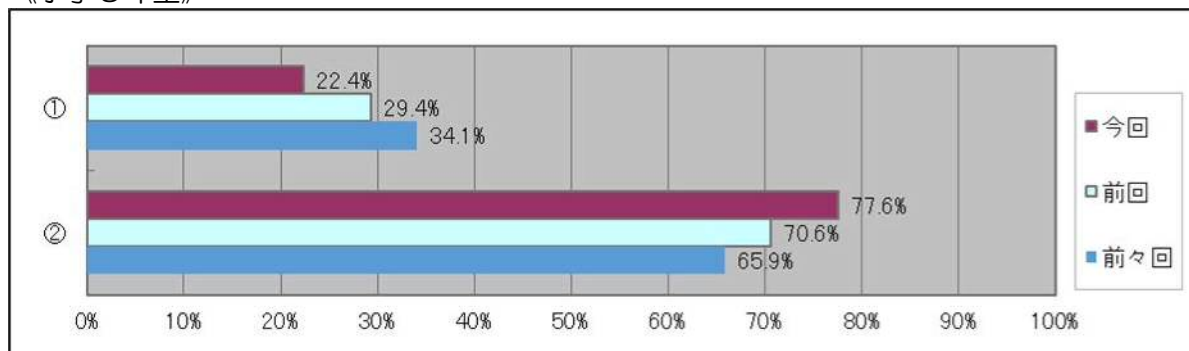


《中学2年生》

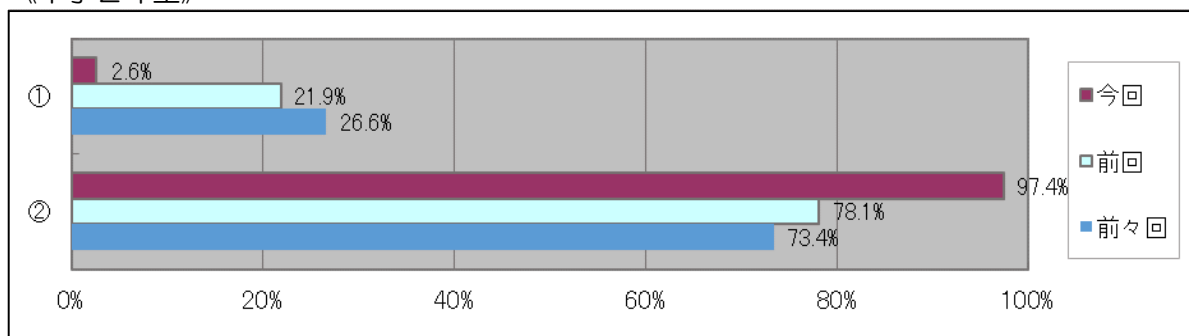


◇アンケート調査：地域のことも子どもの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。  
〔回答：①ある ②ない〕

### 《小学5年生》



### 《中学2年生》



## 2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう（家庭）

多くの人との出会いとつながりの中でこそ、大人も子どもも成長できます。

子どもの意欲と関心を引き出し高めるさまざまな体験の場と機会を持ち、感動する心を育て個性を育みましょう。

- (1) 子どもの関心事を大切に、意欲を伸ばす機会をつくろう。
- (2) 保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
- (3) 子ども会活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
- (4) 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に、家族が進んで参加しよう。
- (5) 保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

### 3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう

そのことによって、周りの人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないように気をつけよう（子ども）

自分の好きなこと、得意なことで自分を表現し、他人から認められることは自分に自信を持つことができ、生きていることの素晴らしさを感じることができます。

ひとりよがりになったり、人に迷惑をかけたり、傷つけたりしないよう、他人を尊重し、自分の「一生懸命」に取り組もう。

（1）自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。

※「一生懸命」:1か所の領地(土地)を命をかけて生活の頼みにする「一所懸命」から、命がけで物事をする事、また、そのさまをいいます。

ここでは、「一所懸命」＝「一生懸命」に取り組めることがらを一人ひとりが見つけ、挑戦し、自分を高めていく大切さをいいます。

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る取組

### 1. 取組の趣旨

子ども・子育てをめぐる様々な課題への対応が求められる中、国においては、平成 24 年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月から施行されます。

これに伴い、市町村は5年を1期とする各種サービスの需給計画を作成することとされており、名張市においても、第3章に掲げる取組を推進するため、需要量及び確保方策等について定めるものです。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

名張市においては、必ずしも居住地区にとらわれない教育・保育施設の利用実態があり、特に保育所については、通勤途上等での利用を希望するケースも多いのが現状です。

さらに、地域子ども・子育て支援事業についてもその多くが市全域を対象とするものであることや、自動車を利用すれば 30 分程度で横断できる名張市の地理的条件等も勘案し、市全域を1つの区域として設定することとします。

なお、就学前教育・保育施設の全市的な適正規模、適正配置に係る名張市子ども権利委員会からの答申を踏まえ、当該施設の必要量確保に当たっては、増改築をはじめとした既存施設による対応を基本とします。

### 3. 教育・保育の需要量及び確保の方策

#### 【参考1】

保育の必要性の認定区分について

- 1号認定:満3歳以上、幼児期の学校教育のみ(保育の必要性なし)
- 2号認定:満3歳以上、保育の必要性あり
- 3号認定:満3歳未満、保育の必要性あり

#### 【参考2】

需要量の見込み数については、国の手引き等に基づき、概ね次のように算出しました。(地域子ども・子育て支援事業についても同様)

- (1)各年度の年齢別児童数を推計。
- (2)推計児童数及びアンケート結果に基づき、父母の有無や就労状況等による家庭類型別の児童数及び各事業の利用意向率を算出。
- (3)年齢別・家庭類型別の児童数に利用意向率を乗じて需要量を算出。

(1) 1号認定、及び2号認定のうち幼児教育の利用希望が高いと想定されるもの

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の 見込み	1号認定	783	777	781	786	785
	2号認定	216	214	216	217	217
	計	999	991	997	1,003	1,002
②確保量		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
②－①		441	449	443	437	438

<確保の具体的方策>

平成26年5月1日現在の入園児童数は、公立が142人、私立が833人の計975人ですが、公立・私立ともに定員(公立350・私立1,090)に余裕があるため、職員体制を整えることで必要量の確保は可能です。

(2) 2号認定(幼児教育の利用希望が高いと想定されるものを除く)

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		934	927	931	938	937
②確保量		919	951	956	961	962
②－①		▲15	24	25	23	25

<確保の具体的方策>

確保量は施設の総定員を記載することとされているため、平成27年度において不足が生じていますが、実際には定員の弾力化により必要量の確保は可能です。ただし、例年3歳児を中心に5人前後の待機児童が発生しているため、老朽化した施設の増改築等によりニーズに応じた対応を図ります。

<備考>

なお、現在、待機児童対策として、本来は各種行事等に使用するスペースである遊戯室を保育室に転用し、児童の受け入れを行っている状況ですが、今後、施設の増改築等を進めていくにあたっては、保育環境の改善も含めた対応が必要となります。

(3) 3号認定のうち、0歳児

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		167	168	169	170	171
②確保量	保育所	127	136	139	139	147
	地域型保育	11	17	10	18	24
②－①		▲29	▲15	▲20	▲13	0

< 確保の具体的方策 >

平成 27 年度に東部保育園の増改築(定員 110 人→150 人)を行い、その後も順次、老朽化した施設の増改築を進めるほか、家庭的保育の拡充、私立幼稚園における小規模保育や認定こども園化の取組ならびに各事業所における事業所内保育の取組の促進に努めることで、必要量の確保を図ります。

(4) 3号認定のうち、1・2歳児

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		495	496	497	498	499
②確保量	保育所	449	468	470	475	476
	地域型保育	9	8	20	17	23
②－①		▲37	▲20	▲7	▲6	0

< 確保の具体的方策 >

0歳児同様、施設の増改築や地域型保育の推進に努めることで必要量の確保を図ります。

※3歳未満児の保育利用率の目標値

上記計画に基づく、各年度の3歳未満児総数に占める保育の確保量の割合(保育利用率の目標値)は以下の通りです。

単位：%

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育利用率	30.2	31.9	32.4	32.9	34.0



#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

##### (1) 時間外保育事業

※保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育所等において保育を実施する事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	420	418	419	420	420
②確保量	420	418	419	420	420
①－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

職員体制を整えることで対応可能です。

##### (2) 放課後児童健全育成事業

※保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	低学年	433	435	434	430	426
	高学年	110	111	110	109	109
②確保量	低学年	429	435	434	430	426
	高学年	103	111	110	109	109
②－①	低学年	▲4	0	0	0	0
	高学年	▲7	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

美旗小学校においてスペースが不足する状況となるため、平成 27 年度に施設整備を行い、必要量の確保を図ります。

### (3) 子育て短期支援事業

※保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	48	48	48	48	48
②確保量	48	48	48	48	48
②－①	0	0	0	0	0

※事業の実施委託先は、名張厚生協会（名張養護学園）、津市社会福祉事業団及び三重県清暉会

< 確保の具体的方策 >

現状では利用がほとんどありませんが、委託先も複数あることから対応は可能です。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

※乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人回（月間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	3,692	3,688	3,684	3,683	3,683
②確保量	3,692	3,688	3,684	3,683	3,683
②－①	0	0	0	0	0

< 確保の具体的方策 >

現状ではこども支援センターかがやき、子育て支援センター「つくし」及びマイ保育ステーションで月3,000人回程度の利用状況となっていますが、必要量との差としては1日当たり約35人、17組程度となるため、対応は可能です。

(5) 一時預かり事業

※家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保方策】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	54,592	54,123	54,398	54,757	54,701
②確保量	54,592	54,123	54,398	54,757	54,701
②－①	0	0	0	0	0

< 確保の具体的方策 >

現状の利用者数が入園児童の約1割であるのに対し、必要量は2割以上となりますが、各園の職員体制の確保を図ることで対応は可能です。

イ. 保育所における一時預かり、及びファミリーサポートセンター事業（未就学児）

※ファミリーサポートセンター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		2,595	2,583	2,587	2,596	2,594
②確保量	保育所	2,394	2,383	2,387	2,395	2,393
	ファミリーサポートセンター	201	200	200	201	201
②－①		0	0	0	0	0

< 確保の具体的方策 >

保育所においては、各園ともスペースに余裕のない中で、1日おおむね1～2人を限度として一時預かりを実施しているところです。今後、老朽化した施設の増改築を進めるとともに、ファミリーサポートセンターについても引き続き事業の周知に努め、必要量の確保を図ります。

(6) 病児・病後児保育事業、及びファミリーサポートセンター事業（病児・緊急対応強化事業）

※病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が保育を行う事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		875	875	875	875	875
②確保量	病児・病後児保育	867	867	867	867	867
	ファミリーサポートセンター	8	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

病児・病後児保育事業については、平成 26 年4月 22 日から1施設にて事業を開始しています。アンケート結果による必要量は1日当たり約 12 人となりますが、現在のところ、1日平均で1人に満たない利用状況となっています。このため、必要量を暫定的に現在の受け入れ可能数 867 人日(1日3人×289 日)にファミリーサポートセンター事業による対応分を加える形で設定し、今後の利用状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

(7) ファミリーサポートセンター事業（就学児）

【量の見込みと確保方策】

単位：人日（1週間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み		3	3	3	3	3
②確保量		3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

アンケート結果としては必要量が上がっていませんが、現在の利用状況に基づく必要量は最低限確保していく必要があります。

## (8) 利用者支援事業

※身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

【量の見込みと確保方策】

単位：箇所

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

< 確保の具体的方策 >

既に保育幼稚園室において専任の職員を配置し、各種子育て支援事業の利用に係る情報提供、相談、支援を行っています。

## (9) 妊婦健康診査

※妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人回（年間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	7,910	7,882	7,812	7,882	7,868
②確保量	7,910	7,882	7,812	7,882	7,868
②－①	0	0	0	0	0

< 確保の具体的方策 >

平成 24 年度には年間 8,139 人回の健康診査を行った実績があり、対応は可能です。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

※生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	648	657	656	651	653
②確保量	648	657	656	651	653
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成25年度には674人の乳児家庭訪問を行っており、対応は可能です。

## (11) 養育支援訪問事業

※養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①必要量の見込み	328	358	388	418	448
②確保量	328	358	388	418	448
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成26年度から取り組んでいる産前・産後の相談支援、産後ケアの充実を図る名張版ネウボラ事業により対応を図ります。

## 5. 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。現在、名張市には認定こども園はありませんが、保育所の待機児童対策としての効果も期待できることから、市内の幼稚園運営法人に対し適宜情報提供を行うなど、幼稚園から認定こども園への移行を支援していきます。

また、乳幼児期の発達は連続性を有するものであり、発達段階に応じた教育・保育等の安定的な提供が必要です。このため、教育・保育施設と満3歳未満児対象の地域型保育事業との連携を促進するとともに、小学校等との連携も強化するべく、各関係機関による連絡会議や合同で研修・交流する機会等の充実を図ります。

## 【参考資料】

### 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

#### 1. 少子化の状況

我が国においては、急速な少子化が久しく社会問題となっています。少子化問題を考えるうえでよく引き合いにされるのが、合計特殊出生率で、一般的に2.08を下回れば将来の人口は自然減になるといわれています。この合計特殊出生率が全国的には平成17年に過去最低の1.26にまで低下し、名張市においては、平成19年にはそれをも下回る1.17の数値となりましたが、以降、両者ともやや回復の兆しがあります。しかし、団塊ジュニア世代の出生減に加え、出産期の女性の人口の減り方が大きいことなどの影響による特殊要因が背景にあり、予断を許さない状況にあります。

名張市における年少人口比率は、ここ数年間12%台を推移しているのに比べ、高齢人口比率は、年々増加傾向にあります。

一世帯あたりの世帯人員は、全国数値を上回るものの、3人に満たない数値となっています。

表1 合計特殊出生率の推移 (各年4月1日現在)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全国	1.37	1.39	1.39	1.41
三重県	1.40	1.51	1.47	1.47
名張市	1.37	1.40	1.38	1.48
(参考)名張市の出生数	666人	655人	627人	657人

※出生数は暦年

表2 名張市の高齢人口比率・年少人口比率 (各年10月1日現在)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
高齢人口比率	22.6%	22.0%	22.4%	23.7%	25.0%
年少人口比率	12.0%	12.9%	12.7%	12.8%	12.8%

表3 一般世帯一世帯あたりの世帯人員 (国勢調査)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全国	2.99	2.82	2.67	2.60	2.42
名張市	3.53	3.33	3.10	2.90	2.72

#### 2. 名張市における子育て支援施策の現状

##### (1) 子育て支援サービスの現状

- ◇ こども支援センターかがやきでは、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てサークルの支援、子育て支援ボランティアの養成等の事業を実施するとともに、地域の広場担当者の交流会や研修会を開催し、子育て支援の拠点施設としての役割を果たすよう努めてきました。
- ◇ 小規模型地域子育て支援センター「つくし」では、看護師や保育士による保健・育児相談や、親子の交流する場の提供など、地域の子育て支援の充実に努めてきました。
- ◇ 「地域の広場」は、子育て中の親子が地域の中で気軽に集い、悩み事の相談や親同士の交流ができる場として、各地域の公民館や集会所において、民生児童委員や主任児童委員、ボランティア等が開催しています。
- ◇ 地域の身近な子育て支援の拠点として、子育て支援並びに育児不安の解消を図るため、平成24年度から赤目保育所と昭和保育園にマイ保育ステーションを設置しています。

表4 こども支援センターかがやきの事業内容

事業名	内容
子育て相談	電話・面接等により子育てに関する様々な相談に応じます。
身体測定・健康相談	身体測定と健康相談ができます。保健師や歯科衛生士による相談も行っています。
なかよし広場	地域の保育所(園)、公立幼稚園、私立幼稚園の園庭開放を行っています。また、一部の公民館でも広場を行っています。(各施設月1~2回)
親子で遊ぼう	工作、ふれあい遊び、音楽遊びなど親子でできる遊びの指導を行っています。
こんにちは広場	0~2歳半位の親子を対象とした、子育てについて語り合える場です。保育士によるふれあい遊びもあります。
ぐりとぐらの集い	双子や三つ子等の親子が交流し、語り合う場です。双子等の出産予定者も参加できます。
ふれあい遊び	親子でわらべうたを歌いながら、ふれあい遊びを行います。
シングルマザーの集い	働きながら子育てをしているシングルマザーが語り合う場です。
インターナショナルの集い	国際結婚をして現在子育て中の家庭を対象とした語り合いの場です。
絵本の時間	ボランティアグループや保育士による絵本の読み聞かせの時間です。
講座・講演会	子育てに関する様々な講座・講演会を実施しています。
情報の発信	かがやき通信、健康だよりの発行やホームページによる情報発信を行っています。
子育てサークルの育成・支援	サークル連絡協議会通信の発行のほか、講演会や情報交換会などを行っています。
ボランティアの養成	子育てボランティアの養成講座や研修会を実施しています。
一時預かりの連絡調整	各保育所(園)で実施している一時預かりの連絡調整を行っています。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助できる人が会員になり、子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て支援緊急サポート・センター事業」の運営を行っています。

表5 こども支援センターかがやきの事業内容(実績)

事業内容		年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総来館者数			25,352	28,296	29,167	30,184	29,985
広場事業	広場(かがやき内での交流)		23,390	26,204	26,913	27,376	26,037
	親子で遊ぼう		1,505	1,630	1,888	1,621	1,625
	こんにちは広場		106	120	129	112	83
	はじめて広場		144	150	113	118	117
	ぐりとぐらの集い		84	123	107	171	92
	シングルマザーの集い		15	15	36	70	17
	インターナショナルの集い		41	46	82	43	40
	かがやきフェスタ		284	333	404	458	438
相談事業	電話相談		8	5	6	6	7
	面接相談(健康相談含む)		649	485	390	396	399
講座・講演会	子育て講座 歯磨き指導等		263	329	268	196	242
一時預かりの連絡調整			558	735	883	1,955	1,985
ファミリー・サポート・センター事業	援助会員		48	55	31	39	49
	依頼会員		194	214	81	117	139
	両方会員		56	62	28	31	32
なかよし広場	保育所(園)・幼稚園・公民館等で実施		10,836	11,590	14,799	15,058	13,833



表6 小規模型地域子育て支援センター「つくし」の事業内容(実績)

事業内容		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児不安に対する支援	電話相談	保育士による育児相談	24	54	44	41	36
		看護師による保健相談	217	229	240	215	167
	面接相談	保育士による育児相談	159	182	151	174	197
		看護師による保健相談	137	145	130	156	170
	講演会		—	—	—	—	1
	その他（わかば教室・タッチケア講習会他） （回数）		114	108	110	91	95
子育てサークル・ボランティア等に対する支援	サークル・ボランティア育成のための講習会（回数）	3	—	—	1	0	
	地域のサークル活動等への出張指導（回数）	2	—	—	—	0	

表7 マイ保育ステーションの実施状況

		平成24年度	平成25年度
赤目保育所	登録数／家庭数	156人／127家庭数	137人／115家庭数
	相談件数	119件	88件
	保育半日無料体験	39人	37人
	ひろば事業	延べ1,662家庭	延べ1,506家庭
昭和保育園	登録数／家庭数	198人／158家庭数	156人／134家庭数
	相談件数	252件	155件
	保育半日無料体験	28人	37人
	ひろば事業	延べ648家庭	延べ542家庭

※赤目保育所は平成24年4月から、昭和保育園は同5月から事業実施しています。

- ◇ 保育所や幼稚園の社会的責任である「地域の子育て家庭に対する支援」を果たすため、入所（園）する子どもの保護者に対する支援とともに、地域における子育て支援の場として「広場事業」を実施し、保育士や幼稚園教諭等の育児支援の専門知識を活用した相談等の支援を行っています。
- ◇ 現在、市内で10団体ある子育てサークルは、8団体がサークル連絡協議会に加入し、各サークルの特性をいかした活動を活発に行っています。サークル連絡協議会においては、多様な年間事業計画に基づき、サークルのメンバーをはじめ子育て中の家庭に情報発信を行っています。
- ◇ 平成14年度より開始したファミリー・サポート・センターは、事業周知に努め、少しずつ周知されてきています。センターの依頼会員に比べて援助会員が少なく、依頼会員の希望の多い病気時の預かりが可能な会員が少ない状況の中で、依頼会員の要望に答えきれないケースも出てきています。

表8 ファミリー・サポート・センター活動状況

内 容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	13	12	10	6
②保育施設等までの送迎	514	130	221	221
③放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	21	12	3	0
④学校の放課後の子どもの預かり	0	0	0	7
⑤冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	2	0	3	0
⑥買い物等外出の際の子どもの預かり	5	34	38	93
⑦その他	12	25	4	9
計	567	213	279	336

※平成22年度に県へ活動報告を行う項目が変更されたため、当該年度分からの記載としています。

## (2) 保育サービスの現状

◇ 昭和29年の市制施行時点で開設していた10保育所（公立4か所・私立6か所）を昭和48年度に全て公立化し、保育所の運営の統一化を図りました。

さらに、新設、統合、地域の児童数減少に伴う廃園等を経て、平成19年度まで15か所の公立保育所を運営してきました。

しかし、名張市の厳しい財政状況の中、今後も子どもを安心して産み育てられるまちづくりに向けた取組をより一層進めていく上で、多様化する保育ニーズへの効率的な対応が求められてきました。

そこで、名張市では、保育の質の維持と多様な保育サービスを効率的に提供するという視点から、平成16年度より国津保育所において公設民営方式による保育サービスを開始するとともに、平成17年10月に「保育所民営化に関する基本方針」を策定し、平成20年度に箕曲保育所を民営化しました。その後、平成21年度に基本方針を見直し、平成22年度には昭和、名張西、東部、西田原保育所、平成23年度には桔梗が丘、蔵持、比奈知、滝之原保育所の民営化を行いました。また待機児童対策として、平成22年度には民間の富貴の森保育園の誘致を図りました。

表9 市内保育所(園)一覧表

(平成26年度)

	保育所(園)名	定員	電話番号	所在地	保育年齢
公 立	大屋戸保育所	50	63-2801	大屋戸150	1～5歳
	薦原保育所	40	63-5827	薦生1590-2	1～5歳
	錦生保育所	45	63-1194	安部田2262	0～5歳
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀448-3	0～5歳
	国津保育所(公設民営)	30	69-1323	神屋1867-3	2～5歳
私 立	箕曲保育園	150	63-2802	夏見357-3	0～5歳
	昭和保育園	150	63-1767	丸之内67-10	0～5歳
	名張西保育園	150	63-0577	南町506	0～5歳
	西田原保育園	80	65-3263	西田原2340-1	0～5歳
	東部保育園	110	65-3065	美旗町中1番299	0～5歳
	富貴の森保育園	90	42-8980	富貴ヶ丘6番町42-21	0～5歳
	蔵持保育園	70	63-4590	蔵持町原出291	0～5歳
	比奈知保育園	130	68-2023	下比奈知1527-1	0～5歳
	滝之原保育園	60	68-2993	滝之原1056	0～5歳
桔梗が丘保育園	180	65-0827	桔梗が丘3-4-411-2	0～5歳	

※0歳児は満6か月から入所可（0歳児保育実施園のみ）

表10 特別保育の実施状況

(平成26年度)

延長保育 7:00～20:00 ※土曜日は ～19:00	延長保育 7:15～19:15 ※土曜日は ～18:00	長時間保育 8:00～18:00 ※土曜日は ～13:00	一時保育	休日保育	障がい児保育
東部で実施	赤目・箕曲・昭和・名張西・西田原・富貴の森・蔵持・比奈知・滝之原・桔梗が丘で実施	全園で実施	全園で実施	名張西で実施 ※全園の入所児童が対象	原則全園で実施

表11 保育所運営費の推移

単位:千円

区分		年				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (決算見込額)
保育所運営費の内訳	国・県負担金	43,282	273,366	397,883	413,905	430,909
	保育料 (保護者負担額)	349,888	339,413	348,781	358,409	368,175
	市負担額	1,030,753	984,944	841,087	776,933	789,036
	延長保育等実施に係る国・県補助金等	62,335	35,375	65,240	71,453	90,954
保育所運営費総額		1,486,258	1,633,098	1,652,991	1,620,700	1,679,074

※平成19年度までは他市の私立園へ委託分、平成20年度から市内私立園運営費+他市の私立園へ委託分を含む

- ◇ 名張市においては、年々保育所(園)に入所を希望する児童が増え続け、低年齢児になるほど待機児童が多くなっており、年度途中で常時50～70名程度発生しています。このため、待機児童の解消に向けて、平成25年度から家庭的保育事業を開始し、8月に2箇所、10月に1箇所開室しました。また、平成26年度に東部保育園を改築し、定員を増員する予定です。
- ◇ 民間保育園や認可外保育所により、待機児童が緩和されることが期待されますが、予測以上に乳児を中心に、年度途中での保育の希望者が増加傾向にあります。このため、平成23年4月から「民間保育所乳児途中入所受入円滑化事業」を実施し、年度途中の入所希望者への対応として、年度当初から保育士の確保を図り、待機児童の解消に努めています。

表12 待機児童数の推移

(各年10月1日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0歳	15	19	35	30	24
1歳	9	7	12	26	23
2歳	10	5	6	18	16
3歳	4	2	0	2	3
4歳以上	0	1	0	1	5
計	38	34	53	77	71

- ◇ 多様化する保育ニーズへの対応に向けて、民間保育園も含め、保育所（園）全園を対象にした職員研修の実施や関係機関が主催する研修に積極的に参加し、一人ひとりの職員の資質の向上及び職員全体の専門性の向上に努めています。とりわけ、平成25年度に開設された教育センターの協力により、保育所（園）（公立・私立）及び幼稚園（公立・私立）の職員の研修事業が提供され、研修体制の充実に努めています。

### （3）子育て支援のネットワークの現状

- ◇ 平成25年度末には5つの子育て支援団体がかがやきに登録し、様々な支援活動に取り組んでいます。また、連携を図るためのネットワーク会議への参加や、身体計測、かがやきフェスタ、絵本の時間、親子で遊ぼうなどの事業への協力などに積極的に参画し、子育て家庭に対するサポート事業が推進されてきました。

表13 子育て支援団体一覧

支援団体名	支援内容
赤いリボン	手作りおもちゃの提供
名張おやこ劇場	かがやきフェスタへの協力 (サークル連絡協議会支援団体)
絵本の部屋	絵本の読み聞かせ
小児救急啓発ボランティア ママナースの一步	健康相談・育児相談(サークル連絡協議会支援団体)
みどりの絆	園芸福祉

### （4）児童の健全育成の現状

- ◇ 平成18年3月に「子どもの権利の保障」と「子どもの健全育成」を総合的に推進するための指標を定めた「名張市子ども条例」を制定しました。本条例に基づき「子ども相談室」や「子どもの権利救済委員会」を設置し、専門性をいかした支援の体制を整えました。
- ◇ 平成21年3月に策定した子どもの健全育成に関する基本計画「ばりっ子すくすく計画」については、平成24年2月に一部改正を行い、子どもの権利の普及・啓発や子ども会議の開催などに取り組んでいます。
- ◇ 保護者の就労等により放課後や夏休み等、昼間、自宅に保護者のいない留守家庭児童のために、放課後児童クラブを組織し、児童の健全育成を図っています。運営は、地域住民により組織された運営委員会が行っています。現在、小学校全14校区で放課後児童クラブを設置しています。年々利用者が増加する中で、つつしが丘小学校区は2クラブで運営するなど、学校の余裕教室の転用や学校敷地内での専用施設の整備等、保育室の早期確保に努めてきました。

表 14 名張市放課後児童クラブ設置数・利用児童数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
設置箇所数	16	16	17	17	17
利用児童数	386	414	452	460	495

※利用児童数：月に8日以上利用した児童数

表 15 名張市放課後児童クラブ一覧表

(平成 26 年度現在)

開設年度	児童クラブ名(愛称)	校 区	所 在 地	電 話
H 9. 7	なかよしクラブ	桔梗が丘小学校	桔梗が丘 3-2-67 小学校内	66-5455
H 9. 9	リトルクラブ	梅が丘小学校	梅が丘北 2-272	61-0165
H10. 4	いろえんぴつ	桔梗が丘東小学校	桔梗が丘 7-1-86 小学校内	66-4804
H11. 4	みのわっこクラブ	箕曲小学校	夏見 351 小学校内	64-0594
H11. 4	クリスタルジュニア	つつじが丘小学校	つつじが丘北 3-5 小学校内	68-4595
H11. 4	あおぞら	百合が丘小学校	百合が丘東 9-1 小学校内	64-5114
H12. 4	ぱれっと	すずらん台小学校	すずらん台東 3-219 小学校内	68-7030
H12. 10	ともだちクラブ	桔梗が丘南小学校	桔梗が丘 5-12-38 小学校内	65-0828
H14. 4	なぱりっこ	名張小学校	丸之内 55 小学校内	61-1883
H14. 4	Komo <sup>2</sup> キッズ(コモモキッズ)	薦原小学校	薦生 1595 小学校内	61-0877
H15. 3	すまいるキッズ	蔵持小学校	蔵持町原出 338 小学校内	64-7530
H15. 3	フレンズクラブ	美旗小学校	新田 117-2 小学校内	66-0838
H17. 2	ともがき	比奈知小学校	下比奈知 1432 小学校内	68-9981
H23. 4	クリスタルジュニアⅡ	つつじが丘小学校	つつじが丘北 3-5 小学校内	68-4596
H26. 4	げんきっず	錦生赤目小学校	赤目町檀116 小学校内	63-0389

- ◇ 地域組織(地域づくり委員会等)や地区公民館においては、まつりなどのイベントへの子どもの参加機会の提供、子どもの見守りや世代間交流、週末活動支援、体験活動等の事業が展開されています。
- ◇ 放課後子ども教室として、週末に体験活動を定期的、継続的に行い、子どもの居場所作りとしての事業を実施しています(平成25年度4地区で実施)。

### (5) 経済的支援の充実

- ◇ 近年、親が理想とする子どもの数よりも、実際の子どもの数が少なくなる傾向があり、その原因のひとつが経済的負担の大きさです。正規社員ではなく、非正規社員やアルバイトといった安定した収入が見込めない家庭も多く、子育てをしている家庭における生活の安定に寄与するための支援の充実を図っていくことが必要です。

### (6) 妊婦・出産に関する安全性と快適さの確保、不妊への支援の現状

- ◇ 核家族化やひとり親家庭の増加等を背景とした親から妊婦への出産や育児に関する情報伝達の不足などにより、出産や育児に対する不安が増加しています。
- ◇ 出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられます。
- ◇ 名張市には産科医療機関が少ないため、安心して出産できる医療体制の整備が重要です。

表16 母子健康手帳交付数

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦
20 歳未満	12	1	9	1	7	1	8	2	6	1
20~34 歳	279	268	266	281	256	281	238	284	213	270
35 歳以上	35	71	30	79	52	117	48	108	32	101
合 計	326	340	305	361	315	399	294	394	251	372

表17 母子健康手帳発行教室開催状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
開催回数	49		48		48		50		54	
延べ参加数	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦
	226	199	180	184	188	187	173	184	150	185

表18 妊婦一般健康診査受診数

妊婦健康診査	平成21年度 《14回》	平成22年度 《14回》	平成23年度 《14回》	平成24年度 《14回》	平成25年度 《14回》
延べ受診数	7,662	7,957	8,059	8,139	7,570

### (7) 育児や子どもの健やかな発達支援の現状

- ◇ 核家族化や少子化による地域の育児支援機能の低下、育児に関する情報伝達の不足などにより、育児に対する不安が増加しています。発達段階に応じた具体的な事故防止方法等についての情報提供が必要となっています。
- ◇ 子どもをめぐる社会情勢や育児環境の変化に伴い、子育ての孤立、不安に対応しきれない保護者が増加しています。それに伴い、子どもの発達に影響を及ぼすような不適切な養育も社会問題になっており、子育ての孤立を防ぐ支援が必要です。
- ◇ 発達段階に応じた乳幼児健診や健康相談の中で、発達障がいのある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施しています。  
また、個別乳幼児特別支援事業において、在宅の乳児、保育所（園）、幼稚園に在籍する発達障がい等のある乳幼児に対して、保護者の同意のもと、支援計画を策定して支援を行っています。さらに、就学とともにデータを引き継ぐことにより、就学のスムーズな支援を行っています。
- ◇ 名張市に在住する事業実施年度に満5歳になる全ての児童を対象者として、5歳児健康診査を実施し、子どもの集団生活のしづらさや保護者の子育てについての困りを早期に明らかにし、必要な支援を行っています。
- ◇ 発達が気になる子どもの観察を行い、保護者の育児支援を行うことを目的に、就園前教室（うさぎさん教室）や就学前教室（「きりんさん」「ぞうさん」「ぱんださん」の各教室）を子ども発達支援センターで実施しています。

表19 こんにちは赤ちゃん訪問数

赤ちゃん訪問	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	642	632	614	661	674

(平成25年度対象者:678名 訪問実施率:99.4% 主任児童委員:572件 保健師:101件)

表20 養育支援訪問数

養育支援訪問	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問件数	58	97	74	124	308

表21 乳幼児健康相談参加数

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児
保健センター	243	186	188	215	265	217	238	273	250	229
公民館、かがやき等	55	323	90	366	246	701	205	794	355	661
合計	298	509	278	581	511	918	443	1,067	605	890

表22 離乳食教室参加数

延べ参加数	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	114	79	104	72	96	68	101	70	103	66

表23 4か月児健康診査受診数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象数	665	658	635	668	673
受診数	654	649	628	657	667
受診率	98.3%	98.6%	98.9%	98.4%	99.1%

表24 10か月児健康診査受診数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象数	632	657	689	663	667
受診数	609	622	649	638	651
受診率	96.3%	94.7%	94.2%	96.2%	97.6%

表25 1歳6か月児健康診査受診数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象数	638	666	650	663	677
受診数	629	647	643	650	672
受診率	98.6%	97.1%	98.9%	98.0%	99.3%

表26 2歳児健康相談来所数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者	131	184	212	241	205
来所児	96	169	186	173	153

表27 3歳6か月児健康診査受診数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象数	678	626	664	677	675
受診数	645	598	644	657	667
受診率	95.1%	95.5%	97.0%	97.0%	98.8%

表28 5歳児健康診査受診数

		平成24年度	平成25年度
対象数		662	682
受診数		652	669
受診率		98.5%	98.1%
受診結果	健康	542	531
	治療観察中	15	14
	要経過観察	95	124
	要経過観察率	14.6%	18.5%

表29 就園前教室参加数(幼児・母親対象) <こあらっこ教室>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	21	22	22	36	24
延べ参加数(組)	146	208	244	189	154

表30 就園前教室参加数(幼児・母親対象) <うさぎさん教室> 「こあらっこ教室」後の就園前教室

		平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数		23	22
延べ参加数		130	149

※ 平成24年度から事業開始

表31 就学前教室参加数 <きりんさん教室・ぞうさん教室・ぱんださん教室>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数	15	16	15	15	22
延べ参加数	68	68	75	59	77

表32 個別乳幼児特別支援事業対象児童数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童数	46	55	54	59	56

## (8) 「食育」の現状

- ◇ 保育所(園)では、子どもの発育、発達を考慮し、年齢に応じた食育の取組を行っており、家庭や地域の協力を得ながら食育を推進しています。  
また、給食試食会を開催し、栄養士が献立や食材等の説明を行うなど、食に関する学習の機会を設け、家庭への啓発をしています。保育所(園)や幼稚園では、野菜を栽培し、その成長と収穫の喜びを子どもたちに体験させています。
- ◇ 食育基本法の施行により、三重県においても平成19年度より栄養教諭が配置され、名張市でも市内各小・中学校に食育担当者を置き、年間計画に基づいて食育を推進してきました。平成20年度より3名の栄養教諭の配置が実現し、栄養教諭の兼務による食育の授業は、各校の食育の推進に大きく貢献してきました。
- ◇ 子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方などについて自ら判断し、実践していく「食の管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせることが重要です。
- ◇ 子どもの生活習慣や食生活に伴う健康問題が指摘され、思春期のダイエット等による成長期の栄養不足も問題となっています。

## (9) 思春期の保健対策と健康教育の現状

- ◇ 思春期における人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒の問題、不登校や非行等の思春期特有のこころの問題も併せて、思春期に関する問題が深刻化、社会化しています。思春期に関する問題は、本人の現在の問題に留まらず、生涯にわたる健康障がいや、次世代への影響も及ぼしかねない問題であり、学校、地域等関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実が求められています。



表 33 思春期教育(中学校性教育等)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	5	4	7
延べ参加数	765	503	766

## (10) 小児医療の現状

- ◇ 少子化・核家族化がますます進行していく中、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかで安心な暮らしができるよう、保健・福祉・医療の連携の強化と、小児地域医療のさらなる充実が求められています。
- ◇ 夜間や休日の一次救急医療は、地域医師会の協力を得て、応急診療所で小児診療を行っています。今後、さらなる小児診療の充実を行い、安心して日常生活が送れる体制づくりが必要です。

表34 健康教育(歯科健康教育等)

	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	乳児	幼児	小学生	乳児	幼児	小学生	乳児	幼児	小学生等
開催回数	15	5	3	12	13	0	12	20	1
延べ参加数	192	217	96	208	318	0	127	383	14

## (11) 心身の健やかな成長に資する教育環境の現状

- ◇ 幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の充実を図ってきました。  
また、子どもの心に響く道徳教育の推進や、地域と学校との連携・協力による職場体験学習の推進、ボランティア精神や、社会生活上のルールを身に付けることも含めた豊かな心を育む取組を進めてきました。
- ◇ 社会の変化と新しい時代に対応して、児童生徒の発達段階に応じた小学校外国語活動・国際理解教育、情報教育等の取組を進め、系統的継続的な取組の成果が出てきています。  
また、先輩に学ぶ講座の開設、職場体験学習等を進めながら、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせる取組を進め、成果も徐々に出てきています。
- ◇ 児童生徒が幼児の心身の発達の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家庭の役割を理解し、将来家庭の中心として子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促すために、道徳や家庭科、保健体育、総合的な学習の時間を中心として、指導を進めてきました。  
また、保育所(園)や幼稚園での職場体験学習を通して、幼児理解や関わり方についても理解を促してきました。
- ◇ 子どもたちの実態把握、子ども理解を行うために、Q-U(学級満足度調査)の活用も含めた学級集団づくりを進めています。現在、関係機関での子育てに関する相談や講演会等の開催、スクールカウンセラーの配置(平成26年度は市内5中学校及び14小学校)、教育センターへのカウンセラー(臨床心理士)の配置により、子どもや保護者の悩みや、子育てに関する相談の充実を行っています。  
また、学校支援地域本部や地域住民のボランティア活動により、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動も推進しています。
- ◇ 学校において、より一層の子ども理解のための取組を推進していくことや、家庭における子育てへの支援体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

## (12) 幼児教育の現状

- ◇ 名張市では、昭和 41 年に私立の桔梗が丘幼稚園、昭和 46 年に公立の名張幼稚園が開設され、以後人口急増期である昭和 50 年代から、増大する幼児教育需要に対応するため、公立幼稚園 1 園、私立幼稚園 3 園が整備され、現在では公立幼稚園 2 園、私立幼稚園 4 園が運営されています。しかしながら、少子化による就学前児童数の減少と、家庭の子育て環境の変化、価値観、生活様式の多様化などによる保育所入所児の増加などにより、園児数が減少している現状にあり、平成 25 年度には公立幼稚園の定員に対する充足率が約 41.4%となるなど小規模化が進行しています。また、私立幼稚園においても、定員充足率が約 70.3%となっており、幼稚園への入園者数は全市的に横ばい傾向にあります。  
また、近年の核家族化や保護者ニーズの多様化などにより、幼稚園における預かり保育や 3 歳児保育への需要が高まるなど、幼稚園に求められる機能に変化する中、名張市においては 4 園の私立幼稚園がその役割を果たしていますが、これらの変化にどのように対応していくかが大きな課題となっています。
- ◇ 発達支援や特別支援教育の充実に向けた体制整備を行い、平成 19 年度より個別乳幼児特別支援事業を実施しています。
- ◇ 「名張市子ども条例」に基づき設置した「名張市子ども権利委員会」から答申を受けた、名張市における幼児教育のあり方や就学前教育保育施設の適正規模・適正配置のあり方について、国の子ども・子育て支援新制度において、充分反映した計画を策定し、随時実施していく必要があります。

表 35 就学前児童数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就学前児童数	3,960	3,964	3,957	3,965	3,959

表 36 市内公立幼稚園一覧表

幼稚園名	定員	電話番号	所在地
名張幼稚園	210	63-3280	丸之内55-5
桔梗南幼稚園	140	65-4469	桔梗が丘5-11-23-1

※昭和46年に名張幼稚園、昭和54年に桔梗南幼稚園が開設され、現在に至っています。  
名張幼稚園、桔梗南幼稚園とも2年保育です。

表 37 市内私立幼稚園一覧表

幼稚園名	定員	電話番号	所在地
桔梗が丘幼稚園	420	65-2396	桔梗が丘1-2-6
つつじが丘幼稚園	240	68-3451	つつじが丘北3-7
名張よさみ幼稚園	240	64-2665	夏見545
梅が丘幼稚園	210	64-6077	梅が丘南2-278

※昭和41年に桔梗が丘幼稚園、56年につつじが丘幼稚園、58年に名張よさみ幼稚園、平成4年に梅が丘幼稚園が開設され、現在に至っています。各幼稚園とも、保育時間(前)後に「預かり保育」を実施しています。

表 38 保育所入所児童数・幼稚園入園児童数の推移

(各年 5 月 1 日現在)

区分	年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	5 年間の伸び率
保育所定員		1,355	1,455	1,455	1,455	1,455	7.4%
入所児童数		1,399	1,413	1,396	1,424	1,443	3.1%
	3 歳未満児	443	449	432	482	500	12.9%
	3 歳以上児	956	964	964	942	943	△1.4%
幼稚園定員		1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	0.0%
入園児童数		929	901	888	897	925	△0.4%
就学前児童数		3,994	3,957	3,967	3,971	3,981	△0.3%
就学前児童数に対する入所・入園割合		58.3%	58.5%	57.6%	58.4%	59.5%	—
	保育所	35.0%	35.7%	35.2%	35.9%	36.2%	—
	幼稚園	23.3%	22.8%	22.4%	22.6%	23.2%	—

表 39 保育所入所者数等の推移

(各年 4 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
保育所入所者	1,394	1,410	1,393	1,415	1,439
うち 3 歳未満児童数	438	448	431	473	496

表 40 公立幼稚園入園児童数の推移

(各年 5 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入園児童数	167	149	150	148	145
うち 4 歳児童数	74	77	68	76	61
うち 5 歳児童数	93	72	82	72	84

表 41 私立幼稚園入園児童数の推移

(各年 5 月 1 日現在)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
入園児童数	762	752	738	749	780
うち 3 歳児童数	225	224	231	255	264
うち 4 歳児童数	267	260	250	242	275
うち 5 歳児童数	270	268	257	252	241

※学校基本調査報告数値

◇ 幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を推進するために、「小・幼・保連絡会議」を開催し、それぞれの指導者が情報を共有化し、互いの教育・保育に対して理解を深めることを目的に、三者の日常的な情報交換や合同研修、継続的な交流等を行ってきました。

また、幼稚園・保育所（園）・小学校教員が一緒に教育・保育の現状と課題について、研修する機会を持ち、ともに子どもの育ちを支えていく体制づくりをしてきました。

さらに小学校の授業に園児や保育士の参加や、幼稚園・保育所（園）を小学校児童が訪問し、交流を持つなど、各園・学校独自の交流も行っています。

### (13) 家庭や地域の教育力の現状

◇ 少子化や核家族化の影響もあり、また、テレビやゲームに加え、インターネット、携帯電話の普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっているのが現状です。思春期の子どもが乳幼児や乳幼児を育てている親とふれあうことで、命のつながりを知り、親になることへの意識付けを行うため、こども支援センターかがやきにて、「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」を行っています。

#### (14) 良質な住宅の確保と情報提供の現状

- ◇ 名張市における住宅政策は従来より、ひとり親世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対する優先入居制度を実施しております。平成19年度の夏見市営住宅建替え整備事業では一部において就学前児童のいる世帯や、多子世帯を入居対象とする若年層専用住宅を建築し、子育て世帯への良質な住宅供給を推進しました。  
今後は、多子世帯を入居対象とした借上型市営住宅による住宅供給を検討いたします。

#### (15) 安全・安心な都市環境の現状

- ◇ 妊産婦や乳幼児連れの親をはじめとし、高齢者・障がい者にいたるすべての人が利用しやすく、快適で安全に移動できるような交通環境を形成するため、子どもの視点や子ども連れの親の視点にたった歩道等の整備に努めています。
- ◇ 公園は子育てにとって、身近で安心して利用できる公共施設であることから、子育て家庭や地域づくり組織等の意見を参考に利用促進に努めています。
- ◇ 名張地区防犯協会や名張市生活安全推進協議会防犯部会などを中心に、犯罪抑止のための広報、啓発活動に取り組みました。
- ◇ 名張警察署管内の平成24年の刑法犯認知件数は759件、平成25年の刑法犯認知件数は592件と、167件減少（前年比78%）しており、市民意識調査では「生活の中で犯罪に対する不安を感じている」市民の割合は、平成24年度は52.4%、平成25年度は48.4%と減少しています。

#### (16) 働き方の見直し等の啓発活動の現状

- ◇ 平成21年6月に男女共同参画センターを設置し、男女共同参画を推進するための事業や産業カウンセラーによる相談などを実施して、女性の社会参加の支援を行っています。  
仕事と子育ての両立支援事業について、事業主や事業主団体への啓発促進を拡充する必要があります。

#### (17) 仕事と子育ての両立支援の現状

- ◇ 平成26年4月より、病気により集団生活が困難な保育所（園）、幼稚園、小学校3年生までの子どもを一時的に保育する病児・病後児保育を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。
- ◇ 仕事と子育ての両立支援に向けて、ファミリー・サポート・センター事業を運営しているほか、地域住民の運営により市内14小学校区に放課後児童クラブを設置しています。  
また、子ども会活動への支援や放課後子ども教室の事業を実施しています。
- ◇ 男女がともに家庭と仕事を両立させることができる職場環境の整備を促進するために、男女共同参画センターの情報紙やホームページにおいてワーク・ライフ・バランスについての記事やセミナー等の開催情報を掲載しています。
- ◇ 女性の社会進出が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まっていますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは少なくありません。男女がともに社会進出していくためには、男性の家庭への意識を啓発し、家事育児へ積極的な参加を促すなど、男性も女性もお互いに協力しあい、ともに責任を持つことが重要です。
- ◇ 父親が、育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報を提供するとともに、父親の子育てへの参加を推進していくことが重要です。

#### (18) 乳幼児の不慮の事故防止への取組の現状

- ◇ 保育所（園）において、日常の安全管理を徹底するとともに、子どもの発達の特徴を理解しながら、大きな事故につながらないよう危機管理マニュアル集を作成し、必要に応じ

て保護者に配布するなどして、危機管理に配慮しています。事故発生時には、適切な対応に努め、対処後はヒヤリ・ハットした事例として報告し、検討会を実施するなど、職員の危機管理の意識を高めつつ再発防止に努めています。

- ◇ 毎年、保育所（園）及び幼稚園においては、職員を対象にした救急救命講習会等を、こども支援センターかがやきにおいては、子育て家庭を対象にした救急講習会を実施しています。また、全保育士を対象に、看護師による保健研修を実施しています。

### (19) 子ども等の交通安全の現状

- ◇ 保育所（園）や幼稚園においては、交通安全教育を年間指導計画の中に位置づけ、保護者会の協力を得て、警察官の指導による交通安全教室を開催するとともに、基本的な交通ルールを繰り返し指導しています。
- ◇ 小学校では、登下校に関わる日常的な指導をはじめ、警察や交通安全協会等の協力を得ながら、交通安全教室を催し、安全な歩行の方法や自転車の正しい乗り方等の習得を図っています。
- ◇ 保護者、学校生活支援ボランティア等、より多くの市民の協力を得て、交通安全をはじめとする学校生活の安全に努めています。

### (20) 子どもを犯罪から守る環境及び活動の現状

- ◇ 青少年育成市民会議、青少年育成推進員を中心に、子どもの犯罪被害防止意識の醸成に努め、「子どもを守る家」事業の協力者の増員と資質の向上を行うとともに、地域組織や学校における防犯訓練、研修会等を実施しました。
- ◇ 学校においては、防犯教室や防犯訓練を実施しながら「命の笛」、「子どもを守る家」などを活用して、子どもが自らを犯罪から守る能力を育てる取組が継続的に繰り返し実施されています。  
また、下校時には、青少年補導センター、学校安全サポーター、地域ボランティア、地域組織により、さまざまな防犯パトロールが実施されるようになりました。
- ◇ 学校においては、薬物乱用等非行防止のための教育を徹底しています。
- ◇ 子どもが有害図書に触れる機会をなくすため、市内駅前に有害図書回収箱を設置し、定期的に回収しています。
- ◇ いじめ・虐待等の被害に遭った子どもたちへの対応は、子どもに係る関係機関が連携をとりながら、指導、保護等の適切な対応を行っています。虐待の疑いや虐待の相談・通告を受けた場合は、名張市児童虐待・DV防止対応マニュアルに沿って、関係機関が連携協力し、早期に支援を行っています。
- ◇ いじめ問題に関わって、市内各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めています。  
また、市としても「いじめ防止基本方針」を策定中であり、いじめの問題への対策を市民総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、「いじめ防止対策推進法」に基づいて取組を進めています。
- ◇ いじめ等、子どもの権利が侵害された場合には、子ども相談室の相談員が相談に応じ、救済に向けて支援をする体制を整えています。
- ◇ 学校においては、日常的な児童生徒の心のケアを図るため、学校における教育相談体制を充実させており、担任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当等が連携して教育相談を実施し、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、適応指導教室等とも連携しながら一体となって相談を行っています。

## (21) 児童虐待・DV防止対策の現状

- ◇ 家庭児童相談室・子ども相談室・こども支援センターかがやき、保健センターなどにおいて、育児相談、発達相談、健康相談等、児童に関わるさまざまな相談に応じています。
- ◇ 平成19年度に名張市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見及び適切な保護・支援を図る体制を整えました。平成24年度からはその組織を発展的解消し、DV対策を含めた、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を設置し、児童虐待やDV対策について関係機関等が有機的な連携と組織化を図り、未然防止、早期発見、早期対応など適切な対応を図ることとしました。
- ◇ 児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、名張警察署・伊賀児童相談所・市立病院・名賀医師会等の関係機関の連携協力により、児童の虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組んでいくとともに、DV被害者への適切な支援を行います。また児童虐待の発生を予防するためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を行う必要があります。

表42 子どもの相談窓口

相談内容	名称・場所	電話番号	開設時間
青少年悩み相談	青少年補導センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	63-7867	月～金 9:00～17:00
教育よろず相談	教育センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	64-8801	月～土 8:30～17:15
不登校相談	適応指導教室 (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	63-7830	月～金 8:30～17:15
少年相談	伊賀少年サポートセンター (名張警察署2F)	64-7837 62-0110	月～金 8:30～17:15
乳幼児の健康相談	健康支援室 (鴻之台1番町1番地 名張市役所1F)	63-6970	月～金 8:30～17:00
子どもの発達相談	子ども発達支援センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	62-1088	月～金 8:30～17:15
育児相談	こども支援センターかがやき (桔梗が丘西3)	67-0250	火～土 9:30～17:00
家庭児童相談	家庭児童相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	63-2515	月～金 8:30～17:15
子ども相談	子ども相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	63-3118	月～金 8:30～17:15

表43 名張市家庭児童相談室相談状況 (ケース数)

年度	生活など	知能言語	学校生活等				家族		環境福祉	心身障がい	その他	合計
			人間	登校	その他	非行	虐待	その他				
22	23	2	0	27	0	4	72	0	0	6	123	257
23	17	3	0	12	0	5	70	5	0	2	90	204
24	7	2	0	8	0	5	99	10	0	2	108	241
25	13	0	0	12	0	4	164	72	0	4	89	358

表44 児童相談所で受けた児童虐待相談の推移（ケース数）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
全 国	44,210	56,384	59,862	66,701	73,765
三重県	541	858	930	1,022	1,117
伊賀児童相談所	98	114	97	90	105
名張市	43	56	46	38	64

※平成22年度は福島県を除  
 ※平成25年度全国は速報値

表45 女性相談・DV相談の状況

年度	全相談 総数	DV 相談数	家庭数 (同伴児童有)	同伴児童数					備考 18歳 以上
				0歳児	幼児	小学生	中学生	高校生以上 18歳未満	
22年度	159	63	40	0	26	20	9	5	3
23年度	143	55	38	7	23	20	11	18	0
24年度	172	46	30	6	14	24	7	6	3
25年度	177	44	38	4	27	30	9	9	1

## (22) ひとり親家庭の自立支援の現状

- ◇ ひとり親家庭の自立支援を図るために、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当制度、母子寡婦福祉資金の貸付、就労に向けての母子自立支援プログラムの策定、技能修得に対する補助制度などに関し、さまざまな相談を受け、助言や情報提供など、相談者の立場に立った適切な対応を行っています。
- ◇ ハローワークと連携したきめ細やかな就業支援、就職に有利な資格取得の促進、職業訓練中における生活資金や技能習得のための資金等の貸付など、さまざまな生活支援に取り組んでいます。

## (23) 障がい児施策の現状

- ◇ 発達段階に応じた乳幼児健診や健康相談の中で、発達障がいのある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施しています。  
 また、個別乳幼児特別支援事業において、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、継続して乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行っています。
- ◇ 保育所（園）においては、障がいの有無に関わらず、ともに生活しお互いに理解し合いながら育ち合う障がい児保育を実施しています。
- ◇ 学校では、全小中学校に、特別支援教育に係る校内委員会を設置、特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の指導計画・教育支援計画を活用し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に向けての取組を進めています。  
 また、年間6回特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、研修や各校の情報交換をしながら、各校の支援力の向上に努めています。  
 また、平成25年度より、パーソナルカルテの運用も始めました。
- ◇ 平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、障がい児の在宅生活の支援や重い障がいのある方も安心して暮らせるように、様々なサービスの充実を図っています。
- ◇ 発達障がいのある子どもの健全な発達を支援するための拠点施設となる子ども発達支援センターと、教育委員会が整備する教育センターを併設した名張市子どもセンターを平成

25年4月に設置しました。2つのセンターが緊密に連携し途切れのない支援を進め、0歳から18歳までの子どもの育ちと学びを総合的、継続的にサポートすることができる体制を整えました。

- ◇ 社会性の発達が著しくなる4歳から5歳の時期に健康診査を行い、発達障がいのある児童の早期発見・早期支援を行うことを目的とした5歳児健康診査事業を実施しています。
- ◇ 子ども発達支援センターが行う発達障がい支援の「医療」を市立病院の小児発達支援外来が担い、「療育」は福祉事業所が担い、既存の制度や仕組み、地域の資源を有効活用した一体的な支援体制づくりを整備しました。
- ◇ 名張市は関西医科大学と発達障がい児の健全育成に資することを目的に、伊賀地域をモデル地区として、障がい児及びその家族に対する総合的かつ継続的な支援を充実するため、平成23年1月に、小児心身症専門医の派遣を含む寄附講座を関西医科大学に設置しました。寄附講座では、発達支援研修として、保育士、幼稚園教諭対象の研修、小中学校教諭対象の研修、広く市民の方に発達障がいを理解してもらうための市民公開講座を開催しています。
- ◇ 市立病院小児発達支援外来と連携して、主に乳幼児や小学生の発達の度合いを児童発達支援センターどれみに委託し、臨床心理士による発達検査を実施しています。

表46 発達支援研修

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実施年月日	参加者数	実施年月日	参加者数	実施年月日	参加者数
保育士、幼稚園教諭対象研修	8月5日	123人	10月24日	86人	12月4日	100人
小中学校教諭対象の研修	11月24日	44人	8月29日	86人	8月21日	97人
市民公開講座	2月5日	300人	2月10日	108人	11月24日	154人

表47 小児発達支援外来受診者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ受診者数	246人	435人	590人

表48 発達検査受検者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受検者数	30人	41人	46人



## 名張市子ども条例

平成18年3月16日

条例第14号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 子どもの大切な権利とその保障(第10条—第16条)

第3章 子どもの権利の普及(第17条・第18条)

第4章 子どもの健全育成のための施策(第19条—第22条)

第5章 子ども権利委員会(第23条)

第6章 雑則(第24条)

附則

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すこととなります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、名張市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに生まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 名張市で育つ18歳以下の者をいう。

(2) 関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他これに類する施設をいう。

(基本理念)

**第3条** 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

(市の役割)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

(保護者の役割)

**第7条** 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの

成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

(関係施設の役割)

**第8条** 関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聴く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

(子どもの役割)

**第9条** 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切に、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

## 第2章 子どもの大切な権利とその保障

(生きる権利)

**第10条** 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

(育まれる権利)

**第11条** 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

(守られる権利)

**第12条** 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

(参加する権利)

**第13条** 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

(権利侵害の禁止)

**第14条** 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

(権利の侵害等からの救済及びその回復)

**第15条** 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

2 子ども権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。

3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。

4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

(権利の救済)

**第16条** 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」という。)を設置する。

2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。

3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。

4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる。

5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者(以下「関係者」という。)に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。

6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。

7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査

結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。

- 8 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
- 9 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 10 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及及び啓発)

**第17条** 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。

- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

(子どもの権利を考える週間)

**第18条** 子どもの権利について市民の関心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間(以下「子ども権利週間」という。)を設ける。

- 2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

### 第4章 子どもの健全育成のための施策

(施策の基本方針)

**第19条** 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。

- 2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

(基本計画)

**第20条** 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聴くものとする。
- 3 基本計画は、策定後3年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。
- 4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

(市の推進体制)

**第21条** 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

(子ども会議)

**第22条** 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。

- 2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。
- 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。
- 4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

## 第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

**第23条** 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を置くものとする。

- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかわる総合的かつ計画的な施策について、

市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

- 3 子ども権利委員会は、10人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に係る者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聴くことができる。
- 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関して必要なその他の事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

(委任)

**第24条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

○名張市子ども権利委員会規則

平成20年11月25日規則第48号

**改正**

平成23年2月1日規則第4号

平成23年3月31日規則第11号

平成24年3月30日規則第14号

名張市子ども権利委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、名張市子ども条例（平成18年名張市条例第14号）第23条第7項の規定に基づき、名張市子ども権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 権利委員会は条例に定めることのほか、子どもの健全育成に関する基本計画の策定及び見直しに関することを行う。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 権利委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 権利委員会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

2 権利委員会の部会に属させる委員は、委員長が指名する。



(庶務)

第6条 権利委員会の庶務は、子ども部子ども家庭室において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

名張市子ども権利委員会 委員名簿

(任期:平成27年11月29日まで) (順不同)

氏 名	役 職 名 等	備 考(発令日)	
伊集 基之	名張市PTA連合会代表		平成25年5月18日
岩見 充治	市民公募		平成19年11月30日
植野 あさ子	人権擁護委員		平成23年8月15日
川口 力	名張市子ども会連合会		平成25年4月1日
齋藤 誠	市民公募		平成19年11月30日
西口 成貴	三重県伊賀児童相談所所長		平成24年4月1日
西山 尚吾	名張市小中学校長会		平成26年4月2日
檜垣 博子	皇學館大学教育学部教授	委員長	平成19年11月30日
福山 悦子	民生委員・児童委員協議会連合会代表	副委員長	平成23年1月13日
八木 美由起	名張市子育てサークル連絡協議会代表		平成25年5月8日

## 子ども・子育て支援事業計画専門委員会 委員名簿

※名張市子ども権利委員会規則第5条に定める部会

(任期:平成27年3月31日まで) (順不同)

氏名	役職名等	備考(発令日)	
檜垣 博子	皇學館大學教育学部教授	委員長	平成25年9月27日
福山 悦子	民生委員児童委員協議会連合会 副会長		平成25年9月27日
川口 力	名張市子ども会連合会副会長		平成25年9月27日
八木 美由起	名張市子育てサークル連絡協議会会長		平成25年9月27日
安藤 裕司	保育所保護者会連絡協議会会長 (保育所保護者代表)		平成25年9月27日
小泉 憲治	名張幼稚園保護者会会長 (幼稚園保護者代表)		平成25年9月27日
吉永 美知代	保育施設長会連絡協議会会長 (保育所代表)		平成25年9月27日
藤森 至	幼稚園連絡協議会会長 (幼稚園代表)		平成25年9月27日
丸田 政明	ひなち地域ゆめづくり委員会会長 (地域づくり組織代表)		平成25年9月27日
浜田 正人	コクヨファニチャー株式会社三重工場総 務グループ課長補佐(企業代表)		平成25年9月27日

※役職名等は発令時のもの。

## 「ばりっ子すくすく計画(第3次)」策定経過

	子ども権利委員会	子ども・子育て支援事業計画専門委員会
25年度 5月	<b>子ども権利委員会(5/30)</b> 1. 子ども条例関連事業の取組みについて 2. 名張市子ども・子育て・支援事業計画策定について	
10月	<b>子ども権利委員会(9/27)</b> 1. ばりっ子すくすく計画見直しについて ・計画見直しまでのながれ ・アンケートについて 2. 子ども・子育て支援事業計画専門委員会の設置について	<b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(9/27)</b> 1. 専門委員会の運営について 2. 専門委員会での審議事項及び審議のスケジュールについて 3. ニーズ調査の実施について
11月		ニーズ調査実施 調査期間:11/9～11/28 調査対象:就学前児童1,200人及び小学校3年生までの小学校就学児童1,200人の保護者 回収数:1,178(回収率49.1%)  <b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(11/21)</b> 1. 子ども・子育て支援事業の現在の利用状況について 2. 教育・保育提供区域の設定について 3. 就学前教育・保育施設の現状と課題について 4. その他
1月	<b>子ども権利委員会(1/27)</b> 1. 平成25年度ばりっ子すくすく計画(第2次)関連事業実績報告について ・条例関連事業進捗状況 ・ばりっ子すくすく計画具体的施策進捗状況 2. アンケート見直しについて	<b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(1/23)</b> 1. 教育・保育提供区域の設定について 2. 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について 3. 事業量の見込みの設定について 4. その他
3月	<b>子ども権利委員会(3/13)</b> 1. 子ども・子育て支援事業計画専門委員会における審議結果の報告について 2. 幼児教育のあり方にかかる検討について 3. アンケート見直しについて	<b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(3/13)</b> 1. 認定こども園について 2. 事業量の見込みの設定について
26年度 5月	<b>子ども権利委員会(5/14)</b> 1. 子ども条例関連事業の取組について 2. ばりっ子すくすく計画の見直しのためのアンケート調査の実施について 3. 本年度のスケジュールについて	
6月		アンケート調査実施 調査期間:6/16～6/30 調査対象:小学2年生、小学5年生、中学2年生、調査対象児童生徒の保護者、教職員、幼稚園職員、保育所(園)職員、市役所職員 回収数:4,795(回収率85.6%)

7月		<b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(7/14)</b> 1. 事業量の見込みの設定及び確保方策について
9月	<b>子ども権利委員会(9/3)</b> 1. ばりっ子すくすく計画の見直しについて ・アンケートの集計について ・ばりっ子すくすく計画の見直し案について	<b>子ども・子育て支援事業計画専門委員会(9/3)</b> 1. 事業量の見込みの設定及び確保方策について 2. 計画の構成について
10月	<b>子ども権利委員会(10/8)</b> 1. ばりっ子すくすく計画の見直しについて <b>子ども権利委員会(10/27)</b> 1. ばりっ子すくすく計画の見直しについて	
1月	<b>子ども権利委員会(1/28)</b> 1. ばりっ子すくすく計画(第3次)のパブリックコメント意見募集結果の報告について 2. 子ども・子育て支援新制度の開始に伴う地域型保育事業の実施について	

備 考	
26年度 5月	子ども健全育成推進本部(5/27)
10月	主管室長会議(10/30)
11月	子ども健全育成推進本部(11/6) 教育民生委員会(11/11)
12月	パブリックコメント意見募集(12/8~1/7)
1月	主管室長会議(1/20) 子ども健全育成推進本部(1/26)
2月	教育民生委員会(2/3)

# ばいっ子すくすく計画（第3次）

～子どもの健全育成に関する基本計画～

編集発行／名張市役所子ども部子ども家庭室

〒518-0492

三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7594

FAX 0595-64-6898

E-mail [kodomokatei@city.nabari.mie.jp](mailto:kodomokatei@city.nabari.mie.jp)